

第五十五回国会 文教委員会 議 録 第十七号

昭和四十二年六月二十八日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 久保田藤磨君

理事 西岡 武夫君

理事 小林 信一君

理事 鈴木 一君

菊池 義郎君

河野 洋平君

廣川シズエ君

渡辺 肇君

川村 継義君

斎藤 正男君

三木 喜夫君

吉田 賢一君

山田 太郎君

出席國務大臣

文部大臣 劍木 亨弘君

出席府委員

總理府青少年局長 安嶋 彌君

警察庁保安局長 今竹 義一君

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部省大学學術局長 天城 勲君

文部省社會教育局長 木田 宏君

文化財保護委員會事務局長 村山 松雄君

建設省道路局長 養輪健二郎君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 小幡 琢也君

大蔵省國有財産局國有財産第二課長 立川 宗正君

大蔵省國有財産局鑑定審議官 三島 和夫君

文化財保護委員會委員長 稲田 清助君

厚生省環境衛生局食品衛生課長 石丸 隆治君

参事(日本道路公団理事) 藤森 謙一君

参事(日本道路公団理事) 門 員 田中 彰君

六月二十八日

委員唐橋東君辭任につき、その補欠として野口忠夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員野口忠夫君辭任につき、その補欠として唐橋東君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十三日

学校給食法の一部を改正する法律案(斎藤正男君外八名提出、衆法第二七号)

は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

日本學術振興會法案(内閣提出第九〇号)

文化財保護に関する件

社會教育に関する件(青少年の不良化防止に関する問題)

○床次委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の日本學術振興會法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 前回の委員會で同僚の西岡委員から本法案に對していろいろ御質問がありまして、かなりその法案の内容が明らかになつてまいりました。私は西岡委員の質疑を承り、また、さらに關係資料等をいろいろ短い時間でありましたが調べてみました。この法案は、これはなかなかたいへんな内容を持った法案であり、日本の今後の學術研究體制あるいは學術振興に對して、まことに重大な影響のある法案であるということを一そう感じておるのであります。すでに日本學術會議におきましても、先般の西岡委員の質疑にも出ておりますが、強い要望と申しますが、意見が述べられておるようでありまして、また學術會議自体では、すでに数年前から日本の學術研究なり振興なりの體制、組織については報告をしておるやうに伺つておりますが、それらとの関連について考へてみましても、これはなかなか重要な法案であつて、政府が提案し、また与党の皆さんもこれをおそらくその立場から支持されていると思つておりますけれども、しかし、与党とか野党とか、反對とか賛成とかという前に、やはりこの法案の実体と、特に今後に及ぼす影響というやうなものにつまみしては、ほんとうに虚心にこれは考へまして、ひとつ慎重に審議をしてやりま

せんと重大なあやまちをおかすのではないかと、私はこういうことを強く感ずるのであります。特に、學問、思想の自由は憲法の保障するところでありまして、學術の振興というところにつきましては、學者の研究の自主性が一〇〇％に保障されませんと、ほんとうの學問の振興にもなりませんし、また、學問が片寄つた政治的な意圖や時の國家權力などに奉仕する狭い活動になつてしまふ、こういうやうなことは政府當局者自体も、ことに文教の府にある文部大臣以下文部省の方々、さら

に与党の皆さんも、これはほんとうに慎重に考へていただかなければならぬのじゃないかと、こういうことを痛感いたしました。おそれでありまして、そういう立場から、私はこれからはばらばら御質問を申し上げたいと思ひますので、ぜひひとついま私が申し上げたやうな大所高所に立つた立場から、行きがかりにとらわれない率直な御答弁をお願いしたい、こう思つておられます。

そこで、順序といたしまして、先般も、いままでありました財団法人日本學術振興會の成立の経緯等について西岡委員からも質問があり、資料にも概略が出ておるのでありますけれども、もう一

べん、この日本學術振興會、財団法人としてのものの成立の経緯と、それから特にその事業の要

点、功罪、そういういたたものを要約して、これは大臣が全部御答弁になるといふわけにもいかないかとも思ひますが、大臣並びに關係者から御答弁を

いただきたいと思います。

○劍木國務大臣 學術振興會の成立過程でございますが、昭和六年でございますが、だいたい古いこととでございますが、日本の學術を振興する意味におきまして、その当時天皇の御内帑金ですか、これを受領いたしまして、そして財団法人を設立いたしました。日本の學術振興の中心的機關として、いろいろ紆余曲折はあつたのでございますが、終戦と同時に日本の學術の新體制という問題が起りまして、新しい日本の學術體制をいかにすべきかという委員會がつくられました。その委員會によつて結論が出されて組織されましたのが日本學術會議でございます。申すまでもなく、日本學術會議は、選舉によりまして學者の民主的な學術團體といたしまして、そして學術上の最高の機關として政府に對しまして學術研究に對しまする勧告をい

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たし、

たす、政府はそれを受けまして施策として學術振興の施策を行なつてまいらうという体制になつたのでございますが、その際に、この學術會議は勸告機関でございまして実施機関ではございせんのでこの傘下に財団法人學術振興会をその実施機関として設けてまいらうとございします。その後、この學術振興会の事業は學術會議の勧告に基づきましてだんだんと拡充され、事業の内容につきましては後ほど御説明申し上げますと思ひますが、国内の學術振興のみならず、國際交流と申しますか、そういった國際提携の面につきましても學術振興会が行なつてまいらうとございします。これはいままでそういう國際的な働きもいたしてまいりましたし、それから、政府が施策としてこれをいたしました學術振興の予算の實際のこととは、學術振興会がこれを実施するという形になりまして、いままでのような單なる財団法人では國際的な信用の面からいってもどうもなりませんので、この際、特殊法人としてこれを認めていたきたいというので法案を出したわけでございます。學術振興会という特殊法人にいたしました、これは國がやはり予算的な措置を、責任を擔つてやるという關係がございしますので、こういう關係にいたしましたのでございしますが、しかし、學問研究の面は、役所が直接にいたすのでなしに、あくまで學者の自主的な研究活動を助成する、こういう意味合いにおきまして、政府は金は出しますけれども、その研究活動の内容についてはあくまで學者の自主性を尊重して、その研究を助成すべきだ、こういう形において特殊法人にいたしましたのでございまして、いま長谷川先生のおっしゃつたような趣旨をなお一そう徹底していこう、こういう意味合いから設立をしようとしておるのでございします。

○長谷川(正)委員 いまの大臣の御答弁は、私が御質問申し上げたのはその前段に対して御質問申し上げたので、後段の特殊法人としての今回の法案の趣旨にまで及ばれたわけですが、財団法人としての振興会がやつてきたことにつきまして私はお伺いしたのです。大臣からでなくてもけっこうで

すから、その点をひとつ……。○天城政府委員 いま大臣が申し上げましたように、戦前からの機関でございしますので、事業とその実態は、戦前と戦後に分けて申し上げたほうがいいのじゃないかと思ひます。

昭和六年に貴衆両院の學術研究振興に関する建議がございまして、それに基づいて、昭和七年に御下賜金五百五十万円を資金として設立された団体であります。戦前におきましては、秩父宮殿下がずっと總裁というポストを占められまして、歴代首相が会長をつとめておつた機関でございします。

やりましたいろいろな仕事もございしますが、二、三具體的なことを申し上げますと、パラオの熱帯生物研究所、災害科学研究所、物理探鉱試験所の設置というようなものが、この仕事として出ております。それから學界と産業界との共同研究の推進、研究者に対する研究費の交付というような実績をあげてまいりました。また、天災の營造物に及ぼす危険防止の方策、これは昭和九年でございしますけれども、これははじめとして、幾つかの學術上の建議を政府にいたしてございまして、そのうちの多くのものが國の施策に採択されてきたわけでございます。そういう意味では、學術援助団体として、戦前からのしにせの団体であるわけでございます。

戦後は、御存じのような財政事情の悪化によりまして一時事業が縮小いたしました。昭和二十八年に、これは學術會議からの御要望もございまして、特に閣議決定によりまして、研究者の外國圖書あるいはフィルムとか器材の購入の便宜をはかるために、ユネスコクーポン制度というものが発足いたしましたので、その取り扱い機関に指定いたしました、これをきつかけにしまして事業もだ

いぶ活発化してまいりました。それで、先ほど大臣が申し上げましたように、戦後の學術新体制の中で學振のあり方をどうするかということもございしたけれども、結局、學術會議との關係が一つございまして、民間の財団法人でいくということになつたわけでございます

が、何せ財政状況が非常に悪かつたものですから、民間の機関として仕事をすることにしましては資金面で非常に苦勞いたしておつたわけでございますが、やはりしかるべき政府の補助金が必要であるという御意見も出てまいりまして、文部省から逐次補助金を出すような方向に入つてまいりました。特に、先ほど申し上げたユネスコクーポンの取り扱い機関として指定されてから活発化してまいりました。次に、次いで三十一年に南極地域観測事業が発足いたしましたのに対して、これに對しまする後援事業をいたしております。それから、三十四年からは、これは文部省からの補助金でございしますが、いわゆる奨励研究員制度、それからこれを外國人にも及ぼしまして外國人流動研究員制度、それから三十七年から日米科學協力の研究事業、三十九年からは外國人の奨励研究員制度、四十年から宇宙線研究あるいは地磁氣研究というやうな國際共同研究事業をそれぞれ文部省の補助金として実施してきていたのが、ごく大ざっぱに申し上げた戦前、戦後の學振の事業の中身でございします。

組織といたしまして、当時學術新体制の発足にあたりまして學振をそのように重視いたしたいきざつから、この學振の評議員会の構成におきましては、學術會議、關係政府機關、學士院等との關係を緊密にするという前提のもとに、評議員会の構成も行なつてきていたわけでございます。

○長谷川(正)委員 それではお尋ねいたしますが、戦前の振興会の法的性格はどうであつたのでございしますか。

それから、御内帑金で発足したわけですが、その間の事業費というものはどこから仰いでいたのか、まずそれをひとつお聞きいたします。

○天城政府委員 戦前の法的性格は、民法の財団法人でございします。これは今日まで同じ性格で来ております。

十萬——最初がそうでございますが、政府の補助金は大体七十萬、八十萬ぐらいでございまして、民間の寄付金の出入りがございしますが、その後民間の寄付金のほうはあまり伸びておりませんで、一時は十萬円台に落ちていたときもございしますが、全体として、政府の補助金と合わせて百萬元ぐらいの規模でございします。昭和十四年ごろから少し政府の補助金もふえ、民間の寄付金もふえてまいりまして、ちょうど戦争の過程でございしますけれども、一番大きなときに、当時の金で三百萬元ぐらいの規模になつております。あとは、戦時中のことで、政府の補助金による、先ほど申し上げました個人研究費の交付をいたしてございします。その金が主体でございまして、終戦を迎えてしまつたわけでございます。

戦後一時、先ほど申し上げた形で民間の寄付金もほとんどございせんでしたが、二十三、四年ごろから、二百萬、三百萬あるいは五百萬というふうな、逐年民間寄付金も上がつてまいりましたし、政府のほうの補助金も三百萬、四百萬台と上がつてまいりまして、戦後は大体そんな様子でございします。

○長谷川(正)委員 いまの続きでですね、戦後になつて、學術會議ができ、そして、執行機關でないからなおこれを存続させてというところで、その費用の分担がどういうふうになつてくるか、できたら年度別に……。○天城政府委員 戦後の状況でございしますが、學術會議のできたのは昭和二十四年でございしますけれども、大体その前後から申し上げますと、政府の補助金は、二十三年から三十二年まで十年間ぐらひは、大体三百五十萬、あるいは年によりまして四百萬という年もございしますが、大体三百五十萬。その間の民間の寄付金は、出入りございしますが、徐々に上がつてまいりまして、二十三年の二百四十萬から三百萬、三百八十萬、五百萬となつてまいりまして、三十二年ごろに一千萬になつております。三十四年から文部省の流動研究員制度その他の補助金がそこへまいりまして、三十四年

ころから国の補助金が二千万、それから翌年が四

千万、それから六千万、そういうふうになつてま

まいて、それから国際共同研究事業が入りま

して、補助金が出ておるといふような状況でござ

います。一方、民間のほうの寄付金も、先ほど申

しました一千万円台から逐次上がつてまいりまし

て、現在のところ二千八百萬前後というのが実情

でございます。

○長谷川(正)委員 その費用の分担の経緯はわか

りました、今年度はどういふふうになつており

ますか。

○天城政府委員 四十二年度の学術振興会の予算

の大体でございますが、収入におきまして、事業

収入が千三百四十万、これは出版物の収入とか、

先ほどのユネスコ・ポンの手数料とか、あるいは

はその他委託事業の手数料等でございます。それ

から国庫補助金は三億三千万、その他雑収入です

とか資産収入が百五十万ほどございます。それか

ら秋父宮記念学術賞としての収入が二万ばかり、

合わせまして三億四千四百九十三万六千円とい

うのが本年度の収入でございます。

それに対して支出でございますが、管理費

として四千四百万、これは主として人件費が三千

九百三十四万八千円、それから管理運営費が四百

七十五万九千円でございます。それから事業費の

ほうが二億九千三百九十二万九千円でございます

して、その内訳は、事業によつていろいろ違ひま

す、流動研究員制度に關しまして七千三百三十八

万三千円、これは流動研究員、奨励研究員等によ

つての事業によつて構成されております。それから

大きく分けて、学術の国際協力事業が二億一千九

百六十一万七千円でございます、日米科学協力

研究事業、日米教育文化協力事業、国際共同研究

事業等に分かれております。それから学術普及事

業として二百九十二万九千円、これは印刷出版物

とか学術情報調査その他でございます。合計三

億四千四百九十三万六千円というのが支出の合計

でございます。

○長谷川(正)委員 昨年度と比べて、支出の総計

についてだけ申し上げます。

○天城政府委員 四十一年度と比較してみますと、

管理費におきまして千四百六十九万一千円の増

でございます。約一千五百万。それから事業費

におきまして千七百九十一万一千円、約千八百

万の増でございます。先ほど申しましたように、総

額におきまして本年は三億四千四百九十三万六

千円でございますが、前年度は三億五千四百十三

万四千円でございますので、総計で三千九百五十

万二千円の増となっております。

○長谷川(正)委員 管理費が千五百万円で、事業

費の増は千七百円です。それは管理費の増が

ずいぶん大きいと思うのですが、それに比べて逆

に事業費が、もし新しい使命を帯びてこつてい

る足をするということになると、あとのほうは特殊

法人となつた場合のことを想定しての予算でござ

います。これはさうですね。

○天城政府委員 いま御指摘のとおり、管理費関

係が千五百万ふえる、これは、この学術振興会の

事務組織というものが非常に現在窮乏にございま

して、必要な職員も十分ないし、給与関係も十分

でないといふことで、基礎固めを最初しなければ

ならぬといふことで、本年度は管理費関係がかな

り大きなウェイトを占めておられるわけございま

す。

○長谷川(正)委員 そうすると、もう一つ伺いま

すが、昨年の人件費、管理費の中で、特に人件費

とことしの人件費との差はどのくらいになつてお

りますか。

○天城政府委員 人件費、いろいろなものを含め

て総体で申しますと、昨年度、四十一年度が二

千二百九十万三千円でございます。これは役職員と

職員二十八名分でございます。これが四十二年

度は三千九百三十四万八千円でございます。役

職員と職員の増を含んでおりまして、職員は三

十六名考えております。したがういまして、この分

だけでも増額が千六百四十四万五千円ございま

す。

○長谷川(正)委員 その分を役員分と職員分とに

分けて説明していただきたいのです。

○天城政府委員 役員分は四十一年度で百四十八

万八千円でございます。これは理事者が全部非常

勤なものですからこつていう金額でございますが、

四十二年ではこれに相当する金額が八百九十九

万六千円、これは理事長、理事、監事の専任を含

めております。それから職員分でございますが、

四十一年度で二千四百四十一万五千円、二十八

人分でございますが、四十二年度は三千百十五

万二千円、三十六人分でございます。

○長谷川(正)委員 役員の方の内訳を、も

うちよつと詳しくお願いいたします。

○天城政府委員 四十二年で予定しております

役員関係の給与の大体を申し上げますと、会長は

非常勤でございますが、理事長は予算上は二十一

万ないし二十三万という幅のある考え方をとつ

ております。それから理事が二十万でございます

ます。理事長について幅のある考え方をいたして

おります。理事長にどういふ方が来られるかとい

ふことは、実際にどういふ方が来られるかとい

ふことは、実際にどういふ方が来られるかとい

ふことは、実際にどういふ方が来られるかとい

ふことは、実際にどういふ方が来られるかとい

ふことは、実際にどういふ方が来られるかとい

ふことは、実際にどういふ方が来られるかとい

ふことは、実際にどういふ方が来られるかとい

ふことは、実際にどういふ方が来られるかとい

体制の整備になぜ予算を計上していかないのですか、これをひとつ説明しておいてください。いまのお話を聞きながら、私は疑問になったものですから……

○天城政府委員 いま私が申し上げましたのは、学振の総予算におきまして四十一年度、四十二年度の増減を申し上げたわけでございます。学振の収入の中には、先ほど申しましたように、一千三百萬の事業収入もございます、雑収入もございまして、差し引きいたしまして、国庫補助金におきまして差額が、いまの数字はたしかまるめた数字になつておるのじゃないかと思ひますけれども、お手元の数字は、国庫補助金だけの増減の数字になつておると思ひます。

○川村委員 だから、文部省から出ておる金はどうかと聞いたのです。あなたは三千九百萬と答えた。ところが、われわれの予算書には二千萬増としかつていないのだ。

○天城政府委員 私のことが足りませんでしたけれども、数字的には先生のおっしゃるとおりでございます。

○川村委員 そうすると、第二項の学術行政体制の整備というところには、これは定員増を見えてありますよ。定員増を見えてあるのに、なぜ予算は全然考へていないのですか、私たちの資料によると、……いまわからなければ、あとでよく調べておいてください。

○天城政府委員 ちょっとお手元の資料がどれか確認いたしておりますので、あとで……

○長谷川(正)委員 いままでずっと何つてまいりました、どうも一般にこの問題については、冒頭私が申し上げましたように、日本における学術研究のあり方あるいはその振興のしかたについて非常に心配されているという面と、もう一つ、もっと卑俗なところがあるという流布されておりました、それが耳に入るのですが、それはいま私がずっと伺いました役員の件で、そういうふうなものに關連しまして何かいま天下り人事というふうなことが非常に問題になつておりました、また、行政

管理庁でも、これ以上公団等のような機関はふやさない、きびしくそういう方針を出しておる。そういうときに、どうもその精神からは逸脱した、相反した形でこの法案が考えられ、特殊法人としての振興会が考えられ、そうしてそこに何か天下り人事的なものをもつて、いわば花道をつくるというふうなことがあるのじゃないか、こういうふうな好ましくない憶測等も相当流れております。また週刊誌の話題なんかにならなければいいと私は思つておるのです。非常にそういうこともあります。したがつて、私は大きく分けて、日本の学術の振興というものがこの法案によつて、国の予算は多少出しやすくなるかもしれないけれども、全体としては非常に國家統制のもとに置かれる。真の意味の学問の振興でなくて、もっと目先の軍事科学あるいは産業と直接結びついた面だけの学問振興、こういうふうな方向に片寄つていくおそれがあるのじゃないか、この二つの面が、本法案について私が最も危懼をしておるところであります。これは主観の相違というところになれば水かけ論になりますけれども、しかし、文教行政を進めるといふ上では、特に大臣は、こういう点については慎重の上にも慎重な配慮というものが私は必要だと考へておるのであります、そういうふうなことにつきまして、文部大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 この学術振興会につきまして、その性格上、過去におきましては国の補助金というのはごく小部分でございまして、戦前は大体一般の寄付金でまかなつてきたのでございしますが、だんだんと最近におきまして学術振興が國家的な非常に大きな重要課題になりまして、特に民間の寄付金といふことについては、そう大きな期待をかけられなくなつてまいりました。そこで、学術振興会が日本の学術振興について非常に重要な役割りを果たすようになってまいつておられますので、これを特殊法人にしていきたいという希望は、ぜひいふ前から今日まであったのでございます。しかし、公団、公社等、特殊法人を政府は原則として

認めないという方針によりまして、非常に難航して今日までまいつたのでございますが、この学術の今日の振興の重要性にかんがみまして、そういう方針の中におきまして、特にこの法人は特殊法人にする必要があるという話し合いがつかまつて、そして政府としても特殊法人にいたすということに踏み切つたわけでございます。それで、これは前にも申しましたけれども、いまお尋ねのありますように、これが國家統制になるといふようなことは、きわめて私どもとしては避けてまいりたい。そういう意味合いにおきまして、国から相當の援助はいたしますけれども、その實質的な實際の運営につきましては、學者の意見を聞き入れまして、それが運営の主になりまして、學者の自主的な研究の助成ということにまいりたい。ただ、研究の一部分におきまして、産学協同といひますか、会社等が、最近特にこれは国会でも論議されましたが、いろいろ資本の自由化とかいふことになつてまいりますと、会社いわけの日本の産業自体が、その科学研究力において相當高度のものを持つてまいらなければなりません。こういう問題につきまして、どうしても實際の産業面からこの振興会のはうに相談を求めてきて、共同研究とか、そういうものの援助を求めてまいりますので、そういう面から一面産学協同といった面もございしますけれども、しかし、学振の本来の研究助成はほとんど基礎研究が主でございします。そして、その大体的奨励費の支出は、基礎研究を主として今日までやつておるのが主でございします。とにかく、そういうふうな特殊法人ができまして、學者の自主的な研究を阻害しないように、これは私も文部省として十分とめてまいりたいと考へておる点でございします。

○長谷川(正)委員 私、いま二つの問題を提起したのですが、その前段のほうについていま御答弁があつたと思うのです。後段のほうについて文相の御答弁がなかつたように思ひましたが、天下り人事というふうなことで、役人の花道づくりだなどという、まことに好ましくないことがマスコミ関係者等の間に流布されておるといふことは、私はもしこれがまた大きく取り上げられるようなことになりまして、文教の關係者としては非常に取ざかしいことだと思ひます。そういうことについで御答弁がなかつたのですが、お願いいたします。

○鈴木國務大臣 これは、つけ加えてお尋ねに關連して申し上げたいと存じますが、今年度の予算は管理機構の確立ということで、管理体制のほうに相當大きな増額を示してまいりました。これは特殊法人にいたします一つの大きな、しなければならぬ理由でございまして、財団法人にいたしておりましたとしても身分關係、それから給与關係が不確定でございまして、なかなか優秀な人が来てくれないのであります。そこで、これにいろいろな事業を委託いたしましたけれども、たくさん事業をやる能力が第一に欠けてまいつておりますので、これはやはり特殊法人にいたしましてその採用する態勢を整へ、しかもその待遇等につきましても、大體公務員に準じて行なう、こういうことになつたので、管理体制をまずとしまして整へようというので、管理費が相當増加しておるわけでございます。

それから構成につきましては、いろいろわれわれ考へたのでございまして、会長と、常任といたしましては理事長、常任理事、それから監事一名、常任はわずか三名に限定をいたしました。

それで、一番問題になりますのは会長の人事でございしますが、会長は、國際的にも信頼の置ける、学術その他において十分な信頼の置ける方をぜひお願いしたいと存じまして、これはもう各方面とも、できましては私直接にいろいろ意見を承りまして、ぜひひらばな方をお迎えしたいと思つております。

あと、天下り人事と言われるのは、理事長あるいは常任理事の問題だと思ひますが、これらにつきましても十分私どもそういうことのないようにしたい。しかし、これは實際問題といたしまし

て、いわゆる学術関係あるいは学術振興の面におきまして、やはり何らかの関係のあるエキスパートを持たなければなりませんので、全然外部の畑から持ってくるというわけにはまいらぬと思ひます。しかし、そういう人を選ぶ場合におきましても、天下り人事とか、そういうことの非難は受けないように、私どももいたしましては処理したいと思っております。

○長谷川(正委員) 一般的なお答えとしては、大臣としてはそうお答えになるだろうと思ひますが、いまの御答弁を伺つても、いま申し上げたことの危惧が全部取り去られるという感じがいたさないであります。

しかし、その人事関係の問題はあとといたしまして、もう一ぺんもとに戻りまして、学問のほんとうの振興を阻害しないかという心配について、少しまた御質問を申し上げたいと思ひますが、さつき大臣の御答弁に、これは国が費用は出さずけれども、その学問の研究は学者にまかせるんだ、こういうふうにおっしゃっておるのです。しかし、具体的には、その研究費なり助成金なりというものをだれかがどこかに配分しなければなりません。そこには非常に権力と支配される者との関係が出ることは、だれが考えても常識であります。したがって、抽象的なことばではなくて、いま大臣のおっしゃったようなことが、具体的にこの法案の中に条文として十分定着をし、基礎づけられていなければ、これはことばだけに終わるおそれ十分あるし、従来ともそういう経験をお私どもたくさん持つております。先ほども御答弁にありましたが、日本におきまして学術研究の最も権威ある機関としては、日本学術会議というものがきわめて民主的な形で組織をされておる。従来もこの学術会議の意見というものを尊重して、文部省の研究費にしまして科学研究費にしまして、あるいは財団法人のほうに回してからの金の使い方にしまして、非常に学者の意見が、完全とはいかなくてもかなり通るような筋道になっておったと思うのですけれども、今回のこの法案の

条文をべつただけでは、そういう道は全然どこにも見られない。これは私は非常におかしいと思ふのです。先ほど来大臣の御答弁では、公社、公団等、政府機関的なものはなるべくつくりたくない、という方針にかかわらず、科学振興という立場から特別にこれは認めてもらふのだ。そういう特殊性のあるものだけに、私は、単に特殊法人はこういう形式だという形式論でなしに、いま言ったような問題につきましては、十分これが保証される手だてというものが具体的に明記されていなければならぬと思ふのです。その点について、非常に私はこれではどうにもならぬという感じがいたしますが、どういうふうにお考えですか。

○鈴木(国務大臣) 前段のお尋ねの問題でございますが、学術振興会が今度特殊法人になりまして、その事業のワケになります金額は、文部省のほうで予算的にこれをつけるという形になります。しかし、その事業の実施につきましては、学術振興会自体がこれを行なうのでございますが、たとえば流動助成金とかあるいは学術奨励金といったような補助の対象になります。奨励の対象になりますものを選び方でございますが、これは学術におきまして一般に公募をいたしまして、公募した中から、その学者によつて構成されております委員会によつてその採用を決定する。この学者の構成につきましては、十分学術会議等とも連絡をとりましてその人選をまいりておるわけでございます。そういう意味におきまして、実際の実施面におきましては、文部省は行政的に何らのタッチをいたしてないのがこれまでの実情でございます。また今後ともこれを続けてまいることになると思ひます。

ら規定いたしてないのはいかぬじゃないかというところが学術会議におきましても相当論議をされて、その点について不満の意を表明され、今後、学術会議との実質上の関連といふことが、その提携について十分やられてほしいという会長からの決議に基づき申し上げました。これはこの前のときに御答弁申し上げました。それで、その答申を受けまして私どもも学術会議の会長、副会長などともよくお話し合いを進めてまいりました。この条文としては入れてないということについては御了解を得たのでございますが、それはこの特殊法人の立場といたしまして、特殊法人に對しては直接学術会議が勧告をいたすということではなくて、学術会議は、その学術会議で決定いたしましたことを政府に對して勧告をいたすわけでございます。勧告をいたしまして、この勧告を尊重いたしまして、文部省として学術に對して計画の予算を計上いたしまして、学術にそれを実施してもらふようにいたす仕組みになるわけでございます。一応学術会議と政府との関係がこの学術に及んでまいること、学術と学術会議が直接の取引という問題は、法的には起こってまいらないのでございます。しかし、実質的には、これは学術会議と学術とは今後緊密な形をとつてまいらなければならぬので、この法人ができました場合において、その学術会議と私ども、学術と十分話し合いをいたしまして、何らかの緊密な連絡をとる具体的な方策を十分検討し合ひ、そういうことで学術会議もこれを了承されまして、そうして今日にまいりておるのでございます。

なお、評議員等については、学術会議から何名か法規上入れたらいいじゃないかという話がございますが、この評議員には実質上は学術会議から入つてまいります。ただ、学術会議の代表として評議員会に入るといふ形は、一応相談はいたしてまいりますが、法規上は、学術会議から何名かという形になります。学術会議の代表といふ形になります。そうしますと他の方面から何名かという形をずっと限定して書かなければなりません。こ

れは実際上この評議員会のあり方につきまして、将来そういうふうなきめ方はかえつて不都合が生ずる場合もあると思ひますので、これは学術会議と十分連絡をいたしまして評議員の実際の人選をする、そういうことをいたしてまいりますので、今日文部省と学術会議、これは場合によりましたらひとつ学術会議のほうから御協力を得たいと思ひますが、完全に話を詰めて、誠意を持ってその点は処理してまいらうと思ひます。

○長谷川(正委員) 大臣のせつかくの御答弁であり、しかも運用上、いま私が申し上げたような学術会議の意向は十分尊重する、そしてそれについていろいろくふうをしたいということをおっしゃつておるわけでありますが、しかし、せつかくの御答弁でありますけれども、それだけではやはり時と人が変わつていけば、何といたつても法律なり条文なり規則なり、そういうものがたてになるわけでありまして、これは私は保証されな

の機関になるか、どの分野になるかということになるわけでございます。先ほど来も申し上げておりますように、当然学界の意向を反映しなければこの機関は運営されないわけでございますし、また産業界の意思もここに反映していくべきだという考え方がございまして、この辺はもうこの学振の趣旨、この特殊法人の趣旨、それから事業の内容からいたしまして、当然そういうことを前提としていくわけでございます。技術的に特定の機関の代表の人だけをばきり書くというわけにまいたなかつたというのが、実情でございます。実施につきましては、いま大臣が申されましたように、学術会議とも最初はいろいろ誤解があったやうでございますけれども、私も行ってお話し申し上げましたし、大臣も直接会長や学術会議の権威者の方とお話し合いになりました、その辺の關係は十分御了解をいたしておるわけでございます。ある意味では技術的にやりにくかつたということ、今回の趣旨からいって学術關係の方が入るといふことは当然の趣旨じゃないか、こういう考え方でございまして。

○長谷川(正)委員 せっかくの御答弁ですが、どうも、そこまではいまもおっしゃっておたことでありますし、学術会議との關係を明確化するといふことの規定の論議としては、私は弱いと思うのです。法律違反になるんだとか、そういうことなら別ですけども、何に抵触するのですか、そういうことをきちつときめることが、何かそういうことがあります。

○天城政府委員 別に具体的に他の法律に抵触するといふことはございません。

○川村委員 関連。いまの質疑応答を聞いておりますと、先ほど大臣の御答弁では、特殊法人だからという御意見が飛び出してきた。ぴんとくるんですね。ところが、局長の答弁では、政府機関だから学術会議との關係を法文上いろいろ考へることは無理だ。一体政府機関だからということですか、特殊法人だからということですか。

○榎本國務大臣 特殊法人というのは、学振のこととが特殊法人でございまして。局長が答えたいましたのは、学術会議は別として政府機関でございまして。その政府機関の代表者である特殊法人の評議員に入れるということは、やはり法文上も、法規違反ではないと思ひますけれども、非常に疑問があると思ひます。学術会議は別として政府機関でございまして。この代表者を特殊法人に法律上明定して入れるということは、法規上非常に疑問があると私思ひます。事実上学術会議の人が入りましても、これは個人として、学者として入ります場合はさしつかえないのじゃないか。しかし、法文上書きましますと、一つの政府機関の代表が特殊法人の機関の評議員になるといふやうな書き方はちよつと法規上疑問があると思ひます。これは学術会議、一つの政府機関の代表を入れますと、他の政府機関の代表はどうするかというやうな問題が起つてまい。そういう意味合いにおいて、法文上入れるのは困難であらうと私は思つております。

○川村委員 そういふやうな御答弁ですから、長谷川委員もどうも納得できないと言つておるのではありません。ちよつとあなたのお考えと、われわれ逆に考えるのです。たとえば――私がきょうここで言うべき段階ではないかもしれない。いづれ時間をいただきましてからお尋ねいたしますが、この特殊法人の学術振興会ができたとする。いろいろ理事長、会長なんか、あなたが任命するわけですね。評議員もあなたが任命する。たとえばこの評議員の選考等において、日本学術会議の意見を聞いてとか、そういうものを法文に入れるといふこと。先ほどから長谷川さんが質問し、心配しておるやうな天下りといふか、大臣のえらい権限強化といふやうな、そういうものが排除できるのではないかというお気持ちで聞いていらっしゃると思うのです。日本学術会議の意見を聞いて評議員の選考をきめて、あなたがそれを任命する、こういう形をとれば、その点が非常にすつきりするわけですね。そうすると、あなた

が言つていふやうなことが法文上明らかになつてくる。それは何も不都合はないはずなんです。学術会議が政府機関であればあるほど、好都合じゃありませんか。政府機関だから特殊法人の中に入つていくのは困るというのは、ちよつとおかしな気がするのですけれども、それはあなたのお考え方と逆じゃありませんか。

○榎本國務大臣 私どもが考へておりますのは、評議員といふのは法規上置かれたのでございまして、学術会議と實際上の連絡機構と申しますか、これはいま学術会議と下打ち合わせをいたしておるのでございまして、實際上の連絡機関でございまして、これは運営上設けていけばいいのではないかと申しております。評議員の人選を学術会議に聞いてやるということ、これは学術会議が決議機関でございまして、別個の政府機関の決議を――評議員を任命する場合、その特殊法人以外の機関によつてその法人の組織が決議されて決定するといふことは、おそらくこれは例のないことではないかと思ひます。それは特殊機関の、一つの独立機関の役員なり評議員を、他の政府機関が決議をしてこれをやるというところは、考えられないことではないでしょうか。それは私もよく研究をいたしますけれども、非常に困難な問題だと思つております。

○川村委員 学術会議が決議機関といふすけれども、たとえば一つの例です、評議員をあなたが任命なさる。その評議員の選考範囲があるでしよう。その場合に、学術会議の意見を聞くといふまいしょうか、学術会議の意見に基づくといふまいしょうか、それを学術会議で決議をして持つてこい、そんなばかことがあります。学術会議の中で、今度文部大臣が評議員を任命するやうに、こういう人をひとつ推薦したらどうじやろう、こういうやうな意見を出して、三十人ですか、五人ですか、その中からあなたがこの人はと思ふのを任命するといふ方法をとることは、何も不都合でもなし、あなたのおっしゃるやうに決議機関を持ち込んでくるのは困る、そんな形になりつこ

いですよ。決議して持つてこい、そんなことはやろうとしてもできつこないですよ。わかるでしょう。間違ひはないでしよう、私の言つておること。そういう方法は考えられるのではないか。そうすると、学術会議の意見を、あなたがおっしゃるやうによく尊重したといふことが明らかになつてくる。私はそれを聞いておるのです。

○榎本國務大臣 これを法律に書きまして、学術会議の意見を聞いて評議員をきめるという方法にいたしました場合には、それは学術会議が決議をして持つてこなければ、学術会議の意見を聞いたことにはならないと思ひます。そういうことは非常に不都合が生じますので、私どもは事實上連絡會議のやうなものを常置いたしまして、その運営等につきましては学術会議の幾人かの選ばれた方法と常時連絡していこう、こういう具体的な方法で私どもは考へておるのでございまして、学術会議の意見を尊重して聞くといふことについては、私どもは全く同感でございまして。ただ、聞き方を事実上どういふふうにしていくかといふことは非常に苦慮いたした点でございまして、これを法文上学術会議の意見を聞いて、たとえば評議員を任命するといふことになりましたら、学術会議は決議機関でございまして、意思決定はやはり決議でなされるといふことに当然なるわけでございます。そういうことは實際運営上どうであらうかといふことで、事實上学術会議と、たとえば会長なり副会長なり、おも立つた方々との振興會の者と常時連絡の組織を持つと、事実上のものを持つといふことを、学術會議の会長と話をいま進めておるところであります。それによつて、私は十分、学術會議の意思を尊重して運営をするといふことが可能であると考へておるわけでございますし、その点については学術會議の側のほうにおきまして同意をされておるのでございまして、その点はひとつお認め願ひたいと思つております。

○川村委員 学術會議は、何かやるときはみんな決議ですか。何か理事会みたいな構成はありませ

昭和四十二年六月二十八日

四十二年六月二十八日

七

○天城政府委員 この前の委員会で先生から資料の提出の御要望がございまして、鋭意努力しておるところでございますが、昨日までに研究助成法人の資料が、たいへん恐縮なんでございますが、間に合いませんでした。もう二、三日でできると思っております。たいへん範囲が広いものがございますから、もうしばらく御猶予いただきたいと思ひます。

○長谷川(正)委員　では、資料につきましては、せっかくひとつ御用意いただいて、なるべくすみやかにお出しを願いたいと思います。私は冒頭にも申し上げましたように、なぜそういうような資料を要求するかという、この法案が出た際に、十分日本の今後における学術振興の体制について、組織なり財政なりについて本文教委員会として大いに総合的な検討をしておく必要がどうしてもある、こういうふうに思いましたので、資料を要求したわけであります。

そこで、お尋ねしたいのですが、日本の學術振興に對しまして、この振興會法案も、文部省のお考え、政府のお考えとしては一歩大きく前進させるためにこれをつくる、こういうお考えだと思ひますが、もつと広く日本の學術振興の上に最も大事な施策は、どういふことと、どういふことと、どういふことにあるのだ。これはその中の、私は一つだと思ふのです。それをどうお考えになつてゐるか、これをひとつ大臣並びに關係の方から伺ひたいと思ひます。

○天城政府委員 私から、いま文部省で考えております点を御説明し上げたいと思います。

私から申し上げるまでもないことがたくさんあるわけでございますけれども、一言で申しまして、學術の進歩ということが學術自身の命題でもございますし、また、國民生活あるいは諸種の経済的な関連から見ましても、外からも非常に大きな要請がございます。ところが、學術の關係が、最近は何れも科學技術の發展ということを言われて、従來科學と技術というものになかなり距離があつた考え方でございましたが、今日、時間的に

も、また研究の体制からも非常に密着してまいりまして、特に最近には実施技術の開発というようなことから、科学への要望が外からも非常に強くなつてきております。ただ、そういう中で、われわれ学術行政を預かつておる者の立場から申しますと、いかに科学技術の開発が必要だとは申しませんが、やはり基本的に基礎科学がどうしても、そ野を広げて、奥深くいたしておりませんと、言われている技術の開発もできませんし、特に研究者を十分持つておらないと、このことができないわけでございます。そういう、やはり単に科学と技術が密着してまいりまして、基礎科学技術の基本的な研究を振興するのが、われわれの最大の使命だと考えております。それと一方、学術の発展の方向が従来の伝統的な、何と申しますか、分類と申しますか、ディシプリンを越えましていわゆる境界、領域とか、全然考えられなかったところに出てまいりますので、学術の研究体制というものもをかなり弾力的なものにするというか、未知なものも十分になし得るような学術体制というもの、を常に頭に置かなくちゃいけない。それは大学の大学院の問題にも、研究所の問題にも関連いたしますが、体制をかたくななものにしてはいけないのじゃないかというのを基本的に考えております。そういう点で従来の研究所のあり方、あるいはもつとそ野まで参りますれば、学部のある方まで考えなければならぬ段階に來ているのじゃないかという氣もいたします。そのうちの一番極端なものもが人文、自然科学といわれておった従来のものに分け方に対して、必ずしも人文だけではないか、自然科学だけではいけない、協力しなければならぬ分野も出てきております。それから一方、学術研究が非常に共同化してまいりますと同時に、大型化と申しますか、規模が拡大してまいります。その規模の拡大は、一つには研究上の技術の発達と申しますか、あるいは研究機器が非常に発達いたしましたために、相当高額の研究機器を使わなければ研究が進まないという分野が非常に出てまいりましたので、したがって、その運転とか

に要する人、経費というものが非常に多額になってくる。それに、従来の考えでいきますと、別の分野だと考えられた方々が共同してやるということで、科学が精密化していくに従って大型化していくという傾向が出てまいっております。その大型化していくということに對しては、その経費の問題が一番でございますけれども、これはどこから出てもいいわけでございますけれども、現時点で基礎科学の振興を考えますと、どうしても国費を投入しなければいけないという面が非常に多くなっております。これは各国とも同じ傾向でございますして、学術行政に對します国費のシェアというものが非常に大きくなってきておりまして、民間の技術、科学技術の革新ないしは發展に對しましても国費の分担が全体的に大きくなってきております。そういうようなことを考えますと、やることが非常に多いのでございますけれども、基本的には、それらの点を考えて、私たちがこのたび国会の御承認を得ました文部省の組織の改正によりまして学術審議會という制度を設けまして、基本的に学術の發展に對する、いま申ししたもろもろの問題をも考えてまいりたいと思っておりますわけでございます。個々に申しますと、研究者の養成に對して大学院のあり方、育英会の問題、あるいは処遇の問題から、あるいは研究所の規模とか、科学研究費をどれだけ増すとか、あるいは国際交流のための経費を出すとか、いろいろな現実的な課題が出てきておりますけれども、基本的には、ただいま申し上げましたような考え方のもとに、学術審議會で関係の方々のお知恵を拝借しながら、新しい行き方を考えていかなければならない、これがわれわれのむしろ切実な願いでございますして、その辺のものの考え方と新しい体制ができませんと、いたすらに従来のものに對しては、ただ予算をつけて手を加えるという部分的な性格に終わってしまうことを心配しております。そういう気持ちで学術審議會を中心にこの問題を考えていきたいと思っております。

○長谷川(正)委員　学問研究が非常に高度化してきて、大型化してきているということの御説明はわかりましたが、最後の結論が学術審議会ですか、これはいままでの学術奨励審議会というものを改組してこの審議会にするというお考えのようですが、そのために二百四十五万ですか、増額をしたようです。最後の落ちがそこへ来ているのはたいへんしりつばみな感じですが、もちろんこれでもって研究をやっているわけじゃありませんけれども、一つの体制を整えるためにこうするということなのでしょうが、いませっかく学術審議会のお話が出ましたから、奨励審議会から審議会に直したその具体的内容というものを、もうちょっとわかりやすく説明をしてくれませんか。

○天城政府委員 従来、文部省に学術奨励審議会というものがございました。これは沿革的にはいろいろな道を通つてきておりますが、現在七つの分科会を持つておりまして、これは審議会の整理統合等の過程がございましたので、いろいろな審議会を整理しながら、学術奨励審議会の分科会という形で現在存在しておるわけでございます。ところがこの分科会は、先ほど申し上げましたようないろいろないきさつがございますして、それぞれの具体的な目的を持つております。これを総称して学術奨励審議会と言っているのが実態でございます。ところが、ただいま御説明申し上げましたような学術体制とか、あるいは学術行政の基本問題をどうしても考えていかなければならないものでありますから、七つの分科会を総称して学術奨励審議会会というのじゃなくて、学術審議会という学術行政の基本を考える審議会を置いて、その基本方針のもとに、従来ありました分科会のような仕事を特別委員会のような形でやっていくのがいいんじゃないか。いわばさか立ちしておったという感じがいたしますので、本来の学術振興方策を考える学術審議会というものを置こう、こういう考え方でこのたび改組をお願いして御承認をいただきたいわけでございます。

例で申し上げますと、科学研究費の配分をいた

します科学研究費分科会あるいは学術情報分科会、学術資料分科会、学術文献総合目録分科会、あるいは学術用語分科会というようなものがその実態でございます。最近、研究所の創設等については学術会議からも御要望が非常に出てまいりますので、近年になりましてこの分科会に学術研究体制分科会というものを一つ加えております。昨年から学術研究の基本方策分科会というのをつくったわけでございますが、先ほど申しましたように、分科会の寄せ集めで、その一部分で基本方策をやるのはどうもやってみてぐあいが悪いものですから、この七分科会をもう一べん検討いたしまして、学術研究の基本方策を中心に置こう、そういう意味の改組でございます。

なお、立つた機会に先ほど川村先生の御質問の点、ちょうど学術行政の点なのでちよつと資料を調べてみましたけれども、四十二年度予算要求額事項別表という資料をお手元に差し上げていますのじゃないかと思ひますが、これの五〇ページ、「学術研究の推進」として「(1)学術行政体制の整備」の中に、「学術審議会(仮称)」としてございす。これに八百七十一万二千円、四十二年度一千八百六十八万八千円、比較増減額として三百五十六万六千円というのが載っております。その下に「日本学術振興会」として、先ほど御指摘のような数字が載っておりますので、さっきの御質問の趣旨がちよつとわかりませんが、私たちの資料の上では確認ができませんのでございすが、いま持つておる資料で申しますと、このようなことになっております。

○長谷川(正委員) いまの審議会ですが、七つを廃して五つにしたのですか。その新しい内容はどういうものですか。その構成はどういうふうになつておりますか。

○天城政府委員 現在七つある分科会を、学術審議会という形に基本的なものにまとめまして、その中に四つの分科会を残してあります。科学研究費分科会、学術情報分科会、学術資料分科会、学術用語分科会、これはかなり実質的な仕事をして

おる特殊なものでございます。これを残すことにいたしました。あとの分科会を廃止いたしました。審議会の特別委員会という形で問題は取り上げてまいりたい、そういうふうな考え方をいたしております。

○長谷川(正委員) いまのお話だと、その四つを残すのがそれぞれ特別委員会になるわけですか。

○天城政府委員 ちよつとことが足りませんので、いまの四つは分科会として残します。その他の仕事につきましては、必要に応じて新しく特別委員会を設けて、やっていったらいいのじゃないかということ、四つの分科会を恒常的に残すつもりであります。

○長谷川(正委員) 七つを廃して五つの特別分科会にするという方針になつていゝんじやないですか。そのうちの四つがいまのとおり生きて、最後の第五にその他を全部ひくるめよう、そういうことじゃないですか。

○天城政府委員 この前のときに御説明申し上げたのは、七つある分科会を整理統合しまして四つの分科会を残す、それから新たに特別委員会は五つくらい予定しているということを申し上げたかと思ひます。

○長谷川(正委員) そうすると、特別委員会を五つ設けるというのは、いまの残す四つの分科会とは別ですね。

○天城政府委員 違います。考え方が違います。

○長谷川(正委員) その五つの特別委員会というのはどういふものを考えていますか。

○天城政府委員 これは実は学術審議会がまだ発足いたしていませんので、一べんここで基本的なお話し合いをしていただきまして、テーマによつて特別委員会をつくりたいという考え方です。ありますので、どこにどうということまで、まだきまつておりません。

○長谷川(正委員) この特別委員会の構成はどういうふうになつていゝのですか。

○天城政府委員 特別委員会は、いまのところ全体の構成だけでございすけれども、大体委員が

十名くらいで構成していきつてもございす。委員と特別委員を加えて、十名くらいで構成していきつてもございす。いま考えておりますことは、たとえば研究所、研究施設の建設要望が学術会議からも出てまいりますので、そういうものをこなしていく特別委員会、それから最近では、人文社会科学関係でいろいろ新しい動きが起きております。そういうものは自然科学と違ひますので、人文社会科学関係の体制を考えていく。例で申しますと、そのようなことを頭に置きながらこの特別委員会を構成していきたいと思つておるわけでございます。

○長谷川(正委員) そうすると、委員、専門委員十人で組織する、これは五十人の方々を任命することになるのですか。そういうことですか。

○天城政府委員 学術審議会の本委員が三十名でございすので、その先生方と、それからそれ以外の方で構成していきつてもございすので、外部の方も、定員以外の方も委員として迎えるつもりでございます。

○長谷川(正委員) ちよつと校葉のはうに入つたのですが、いまの質問の冒頭に申し上げたのは、日本の学術の振興というものはどういふ方策が一番大事なのかというのを伺ひして、この振興会もその中の一つの手だてとして、しかも最も有力な手だてとして、いままでの財団法人を特殊法人に変えるのだという御説明のように承つておるのです。その際に、もうちよつと広く学術振興の行政全般の力点というものを伺つたわけですが、結論が、学術奨励審議会を学術審議会に変えて、ここで検討するんだというふうに結ばれたようにございす。伺つたのですが、ちよつとそれでは違ひのじやないかと思ひますが、いかがですか。

○天城政府委員 どうもことが不十分でございす。その一環として、行政体制を考える場として、これはどういふものを新しく開設したということ、を申し上げたので、いろんなことを考えて、最後で締めてございすので、ちよつと申すという意味では毛頭ございせんので、ことが不十分で

ございました。たとえば、科学研究費の問題にしましても、あるいは大学の講座研究費の問題にしましても、あるいは教員の待遇改善の問題にしましても、それらはそれぞれの立場からそれぞれの意見が出ておりました、文部省も関係のところ、それぞれございすのでございす。で、それらの問題ももちろんこの審議会でもう一べんやり直して、結論が出るまで待つとかいう意味では毛頭ございせんので、少しことが足りなかつたので補わせていただきます。

○榎本国務大臣 お尋ねは、おそらく、局長が答えましたことになしに、学術振興会が将来どういふ点を重点的にやっていくかという問題ではないかと思ひます。学術振興会が今後やっていくべき課題があると思ひます。一つは、どうも若い研究者の養成といひますか、これが日本においては学術振興会が非常に力を入れてやるべき問題の一つだと思ひます。それからもう一つは、研究体制におきまして、共同研究と申しますか、一つの研究をたくさんの方々が協力してやるという体制も、学術振興会があつてこそという体制に持つていく、こういうことが必要ではないかと思つております。もう一つは、学術振興会として学術的国際交流及び国際協力の問題をこころでやっていく。そういうふうな点が、今後重点として学術振興会がやっていく課題になる。いままでもだいたいやってまいりましたが、将来もこういう問題が重要な問題になつてまいらうと思つております。

○床次委員長 この際、暫時休憩することとし、午後一時より再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時二十五分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。文化財保護に関する件について調査を進めま

す。

この際、おはかりいたします。

文化財保護に関する件の調査のため、本日、日本道路公団理事藤森謙一君を参考人としてその意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

参考人には、お忙しいところ御出席いただきまして、たいへんありがとうございます。

なお、参考人の御意見は、委員からの質疑に対するお答えで述べいただくようにしたいと存じますので、さよう御了承いただきます。

○床次委員長 それでは、質疑の申し出がありますので、これを許します。長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 お忙しいところ道路公団の藤森さんにおいでをいただきまして、たいへん恐縮でございます。ただ、今日国土の開発が非常に急速なピッチで進められておりまして、特に道路公団はその重要な一環をおこなっているわけでありまして、これに伴いまして文化財の保護との関係におきまして各所に問題が起こっておりまして、本委員会におきまして、私、先年来しばしば取り上げて問題とし、文化財保護委員会におきまして道路公団におきまして、それぞれ御努力いただいている点は多いと思いますが、なお今日まだ非常に不備な点、問題のある点が多あるように思われますので、それらの点につきましてきょうは御質問申し上げ、なお御善処をお願いしたいと思うわけがあります。

実は、きょうは主として道路公団関係では北陸縦貫高速自動車道ですか、この問題について御質問申し上げたいのですが、その前に、かつてやはり私が本委員会でお話しした東名高速道路に因りましてまだどうも処理のついてない問題

があるようにございますので、この点をまず御質問申し上げたいと思います。

東名高速道路につきましては、非常にたくさんさんの遺跡にひっかかっておりましてけれども、実際は四カ所程度しか発掘調査等がなされずに終わったというところを、いまでも非常に遺憾に思っております。しかし、これは済んでしまいましたが、このことについてはいまさらどうこう申しても間に合わないわけでありまして、道路公団側とすれば、県のほうから申し出たところはやっただけだということになっておられるかもしれませんが、その県の申し出ということにもなかなか問題がありますし、いまその点は、きょうはここまでは問題にいたしません。一度川崎市の下原遺跡につきまして、当時その発掘調査をやっておりますうちに非常に重要な遺跡だということがわかりまして、最初の予定の調査費では間に合わなくて、担当した学者の方が借金をしてなお調査を進めた。それから、公団からその事業を請け負った直接の工事担当者も申しますか、その会社が非常に理解を持ちまして、かなり協力をしてくれまして一応その調査を進めることができたというふう聞いておりますが、そのときの調査費として約五十万円を責任の学者が銀行から借りてまかなっておる。さらに、その後の発掘物の処理なり整理なり、そういうものに三十万程度の金が必要というところで、八十万ほどの金が必要であったようでありまして、それがそのままだに解決されずに、最近県のほうで、やむを得ないから何とか出そうかというようになっておるというところを耳にしておるのですけれども、これは文化財保護委員会ではその間の事情をどう把握され、どう処理されようとしておるのか、また、公団側としては、この問題についてはどういうふうな把握をされ、処置をされようとしておられますか、この点をお尋ねを申し上げます。

○藤森参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

私、東名高速道路を担当しております藤森でございます。

ただいま先生の御指摘の川崎の下原所在の長尾遺跡の問題でございますが、これはちょうどルートにぶつかってしましましたので、当時文部省の三木調査官、それから文化財保護委員会の藤森委員その他の方が、三十九年二月に現地調査をされて、それで大体四十八万円程度の調査費でまざるやろう、こういう話でございまして、道路公団の京浜建設局が、神奈川県文化財担当でございまして、実質的には県の外郭団体でございまして、文化財協会ですか、道路公団と神奈川県文化財協会と四十八万円をもちまして、その他の二、三の件を含めまして契約をいたしました。この契約は三十九年の三月にいたしました。これにつきましては、四十一年の五月に報告書をいたしまして、清算も四十一年七月に終わっております。この間におきまして、どうしてもこれはまだ足りないというところがございます。そのほかの三ノ宮地区というのがございます。これと合わせまして、それでは九十万円を調査費に充てよう、その割り振り、県の文化財のほうの担当者におまかせするということにいたしました。このときに、三ノ宮地区のほうに六十万円、それからこの長尾地区に四十万円、それから事務費として二十万円にいたしました。ところが、第二回目の契約につきましては、その後道路公団の京浜建設局のほうから、県の教育委員会、担当のほうにいろいろ催促をいたしておりますが、全然清算書が出てまいらないという実情でございまして、それで、その間に、清算が終わらないうちに、四十二年六月十四日付で県の教育委員会から京浜建設局あてに文書がまいりまして、この前の二十万円を調査をやったのでありますが、実はもっと金がかかりました、それでもっと増してほしい、こういう要望がまいりました。こちらとしては、それでは、もう調査は終わったのでございまして、それから、実際にどの程度の人夫並びにアルバイトを使つてどういう作業をやったか、明細内訳を添付していただければ清算いたしましょう、こういう申し出をいたしましたのでございまして、再三連絡をいたしましたが県からまだ出てきていないというのが実情でございまして。それで、公団といたしましては、しかるべきものが出てまいりました場合に十分にこれを審査いたしまして、必要と認めるものにつきましては、あらためて二十万円を多少増額するという用意がございまして。

○長谷川(正)委員 そうしますと、これは県のほうで、その要求はしていながら具体的な事務を進めていないために執行がおくれたというふうな解釈してよろしいでしょうか。

○藤森参考人 契約書の中によりまして、途中で変更するときはあらかじめ計画変更を申し出るという約束になっております。したがって、きわめてしやくし定本に契約書の条文どおりになりますと、私どもには責任がないということも言えるのでございますが、実情は、先生がおっしゃいましたように、この現場を担当しております三井建設が相当援助いたしまして、宿舎の提供その他機械などを提供いたしまして、協力もいたした事実も確かめておりますし、実際に担当された先生も詳しくおやりになったという実情は知っておるわけでありまして、そのことが県から出てまいらないというのが実情でございまして。

○長谷川(正)委員 私の調査したところでは、そのときに担当された学者の方々の要求は、その箇所について最初百万円であった。ところが、道路公団が、神奈川県分として三カ所ですか四カ所ですか、全体で幾らということで契約をされた。その配分上にも県としても問題があったかもしれないけれども、いまお話しのように二十万円しかなかった。ところが、事実掘つてみますと、やはり五十万円さらに追加しなければ、せっかく掘り始めて非常に重要な住居遺跡が見つかったにもかかわらず、途中で放棄するわけにはいかないというので、学者の良心として、とりあえずあとから出してもらうということで了承して、銀行

からお金を借りてやった。学者の先生ですから、おそろくそんなにお金持ちではないと思う。五十万円という金は、なかなか個人の生活では大きいお金である。銀行から借りておれば、あれは四十年のことでしたから、利子もだいぶかさんでおると思いますが、非常に困っておられるように聞いておりますので、これは何とか早く処理をしたいと思います。県から申し出たとおり公団では了承して、その金は出してやる。だから変更しない限り、あらかじめ申し入れてない限り、済んでしまったから了承することはできないということもわかりました。そう野方図に、これだけかかった、あれだけかかったとあとからイモづる式に出てきては困るだろうということはわかりますが、ただ、特に埋蔵文化の場合には、これも専門家が精密に調査すれば、必ずしも発掘しなくても相当程度の遺跡があることはわかるのでありますけれども、まだそこまで手が及んでない。神奈川県に、東名高速道路がかかっただけでも、私の調査したところによれば二十五カ所遺跡がある。ところが、県が申し出したのはたしか三カ所か四カ所で、そこに非常なずさんさがあつたわけで、さつぱり申し上げたように、死んだ子の話をしても戻らないからこれに言いませぬけれども、少なくともいまのような事情で、なかなか見つからないというか、表からではわからない性質があります。掘っていつてみて非常に重要だ、それこそ、ときによつては道路計画自体を変更してもそっくり残してもらわなければならない、世界の学界に対しても重大な冒瀆になるといふようなものにもつかる場合もあると思う。そういうときには、文化財保護委員会はもちろん先頭に立つてそういう問題の解決に当たられると思いますが、公団側としても十分な理解を示される態度でありませんと、一度掘られてしまえばあとに戻らないものでありますから、建設をお急ぎになるということもよくわかりますけれども、ローマなどの例で何いますと、どのような工事でも一たび遺跡にぶつかった場合には、無条件にと申します

すか、その工事を中止してもまず遺跡の調査、保存というものを第一に考えようというふうになっておるといふことも聞いておりますので、そういう態度を公団側もひとつ持っていていただきたい。それから、いまの具体的な問題につきましても、これは早急にひとつ——私、詳しい専門的、技術的なことはわかりませんが、文化財保護委員会に指導の責任があらうと思いますが、県と公団と当該学者との間にすみやかに調整をとっていただきまして、その解決をしていただきたいと思うのですが、公団並びに文化財保護委員会の御意向をひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

○藤森参考人

ただいまの先生の言われた御趣旨に沿つて公団はやるつもりであります。なお、具体的な、本件につきましても、先ほど申しましたように、県のほうに実際にかかった内訳を要求しております。それで、実際には何人、何日かかったかといふことでございますが、これが出てまいらない実情でございますので、これを県から出していただきまして、検討して善処いたしていただきたいというふうに思つております。

○長谷川(正)委員

それでは、この川崎市の長尾遺跡につきましてはこの程度にとどめたいと思いますが、最後に一つだけ念を押しておきたいのであります。たてまえとしてはわかりませんが、最初の契約どおり出したのだから、これ以上出せぬという態度で押し切られることのないようにやっていただきたいということ、これは四十年のことだから、ことしはもう四十二年になつていすから、そういうものは扱えないのだといふようなことは、具体的資料が出てくればそういうことはおとしやらない、このことは確認してよろしゅうございませうか。

○藤森参考人

○藤森参考人

よろしゅうございます。

○長谷川(正)委員

ありがとうございます。

それでは次に、北陸自動車道の建設に伴う問題についてお尋ねいたしますが、これにつきましても、最近北陸の遺跡を守る会というものが、福井、石川、富山三県の考古学者の方々が集まつて組織されまして、この縦貫道路ができるために遺跡が破壊されるのじゃないかといふことを非常に心配をされてゐる動きがあります。それを御承知と思ひますが、これについて道路公団としてはどういふような文化財保護に關して処置をとられてきたか、経過を御報告願ひたいと思ひます。

○藤森参考人

新高速道路につきましては、北陸三県につきましても目下用地買収のための路線測量中でございまして、およそ四〇％の路線を発表いたしております。この場合に、まず県のほうに、関連公共事業の調査をお願いしているわけでございますが、関連公共事業の調査費としてある程度は文化財の調査のほうに委託しまして——この中にはもちろん関連の道路であるとか、あるいは河川であるとか、あるいは土地改良であるとか、そういう

○藤森参考人

○藤森参考人

分布調査は、先ほど申しました関連公共事業調査というものに含めましてお願いいたしております。ですから、金額はその中の幾ら

○藤森参考人

北陸道につきましても路線発表いたしましたのは、福井県においては、足羽町の一部から金津町まで二十八キロほどでございます。それから石川県につきましても、小松市、根上町、美川町、松任町、金沢市の一部分といふことで、これは約三十キロ。それから富山県につきましても、小矢部市、砺波市、高岡市、大門町が発表完了でございます。

○藤森参考人

○藤森参考人

そのうち福井に關しまして、予備調査、分布調査、それほどの程度やりましたか。

○藤森参考人

予備調査、分布調査、それほどの程度やりましたか。

○藤森参考人

○藤森参考人

予備調査、分布調査、それほどの程度やりましたか。

○藤森参考人

予備調査、分布調査、それほどの程度やりましたか。

○藤森参考人

○藤森参考人

予備調査、分布調査、それほどの程度やりましたか。

○藤森参考人

予備調査、分布調査、それほどの程度やりましたか。

○藤森参考人

○藤森参考人

予備調査、分布調査、それほどの程度やりましたか。

○藤森参考人

予備調査、分布調査、それほどの程度やりましたか。

○藤森参考人

になったといふことは、ここではつきりつかめな
いわけでございます。

○長谷川(正)委員 保護委員会ではつかんでいま
すか。

○村山政府委員 道路、鉄道等の工事に際しまし
て、いろいろな団体の調査があるわけでありま
すが、一番最初の段階といたしましては、大体の路線
が内定いたしますと、いまお話しのように約二キ
ロ幅で内定されるわけでありましても、そこ
で文化財保護委員会としては、まず第一段の分布
調査、これは国庫補助により都道府県を実施主体
としてさせるようにいたしております。北陸自動車
車道につきましても、ある程度路線がきまってい
りましたので、本年度福井県分といたしましては
分布調査費約百万円、二分の一の国庫補助でこれ
から実施する予定になっております。

○長谷川(正)委員 そうすると、これは国から五
十萬、県から五十萬、合わせて百万円で分布調査
をこれからやるというわけですか。

○村山政府委員 その予定でございます。

○長谷川(正)委員 そうすると、この五十萬とい
うのは、文部省の持つておる研究調査費ですか。

○村山政府委員 文化財保護委員会の埋蔵文化財
調査費、約五十萬でございますか、四十二年度には
新幹線、高速道路関係として約一千万増額されて
おります。それを含めて約五十萬でありましても、そ
の費用を使いまして国庫補助で調査いたすわけで
あります。

○長谷川(正)委員 この分布調査については、公
団は関係してないといふことでございますか。

○藤森参考人 これは文部省の文化財保護委員
会と日本道路公団におきまして、たゞいま協定
を——ほとんどとまっておりますわけでございます
が、覚え書きの交換を近々にいたすことになって
おりますが、分布調査に要する費用は、原則とし
て文化財保護行政側において措置するものとする
といふふうなことで覚え書きを交換する予定に
なっておりますが、原則としていふことがござい
まして、道路公団では、関連公共事業といふ

ものを県のほうに委託調査いたしております関係
上、この関連公共事業の中に一部は含まれること
があるといふことでございます。

○長谷川(正)委員 ちよつといまの御答弁、ほく
よくわからないのですが、ということとは、要する
に、分布調査の段階では、公団では出さないと
おっしゃったのですか。

○藤森参考人 原則として文化財保護委員会側
において措置するといふふうな覚え書きをいたして
おります。原則としてでございますが、例外的に
は多少出す場合もあるといふふうに御理解願えれ
ばけっこうでございます。

○長谷川(正)委員 その点はよくわかりました。
それから、北陸道関係の埋蔵文化について、一
応の調べというふうなものを、県からもうすでに
提出をされておりますか。

○藤森参考人 北陸三県に關しましては、まだそ
の段階まで至っておりません。

○長谷川(正)委員 そうすると、この計画にまだ
何カ所あるかといふことは、別につかんではおら
れないわけですね。

○藤森参考人 非常に重要なものにつきまして、
ある程度マクロ的な調査をいたしておりますの
では、北陸道で重要なものは三十二カ所ばかりあ
る。しかし、実際には、先ほどの図面でお示しし
ましたように、非常に数がたくさんございます。

○長谷川(正)委員 先ほどの図面とおっしゃった
のは、さっき広げられた地図ですね。

○藤森参考人 はい。

○長谷川(正)委員 私の調べたものでは百三十八カ
所というのがあるのですが、これも重要度がどう
であるか、あるいは多いと多いか、その辺は専門
家でないので詳しくわかりませんが、概略という
う最低限度百三十八カ所ということが資料として
ございますけれども、いま伺いますと三十数カ所
じゃないかというお話で、これもだいたい食い違
いがあるのです。また将来問題が起こるんじゃない
かといふことで非常にいまから心配になります
が、その点はいかがですか。

○藤森参考人 具体的にルートがきまりました、
それにきわめて関係のあるものというものを対象
といたしまして、発掘調査なり必要な調査という
ものを、別個に県当局と計画して実施したいとい
うふうに考えております。それで、これも、従来
やりました名神、東名の例にならっただけの金額
を準備いたしております。

○長谷川(正)委員 それでは、次にお尋ねいたし
ます。

「北陸自動車道の建設に関する意見書」というも
のが、県の社会教育課の文化財係のほうから公団
側のほうに出されておりますが、そういうふう
に何っておりますが、いかがですか。

○藤森参考人 金沢の建設所のほうには出されて
おるかもしれませんが、実は本社のほうではまだ
受け取っておりません。

○長谷川(正)委員 そうすると、現地のことはこ
こでは御質問を申し上げてもわかりませんか。

○藤森参考人 多少時間をおかしただければ、
電話連絡等で御答弁できると思いますが、現在
私、存じておりません。

○長谷川(正)委員 私の聞くところによりまし
と、学者の方々が、さっき申し上げたように、北
陸の遺跡を守る会というふうなものを組織して運
動を起こされておる。それから、県の社会教育課
の文化財係のほうからも意見書というのが出され
ておる。これらに対して、その金沢の建設所
というのですか、その御態度はきわめて高飛車
というか、官僚的というか、高圧的というか、そ
ういふような御態度で、この調子でやられてはこ
れはたいへんだといふふうな心配をよけいかき立
ておるといふふうに承っておりますけれども、そ
ういふ状況については、全然御存じありま
せんか。

○藤森参考人 さつそくその件につきましては——
新聞で知りまして、これはたいへんであるとい
うことで金沢の建設所の上司に連絡したところ、多
少の行き違いがあったのかもしれないけれども、
新聞では非常に誇張して書いておる。実情は、私
た

ちは、先ほども何べんも申し上げておりますよう
に、在来やっておりますたとりの、文化財を非
常に尊重して、建設を進めていくという態度には
変わりございません。ここで私からまた釈明して
おきます。

○長谷川(正)委員 まあたいへん明快な御答弁で
愁眉を開く感じがいたしますが、ぜひひとつそう
いう御態度で進めていただきたいと思います。

この際、大事なところだけここで申し上げてお
きますと、さっき申しました意見書の中にこうい
うことが書いてあるのです。その二項の中なん
ですが、「先般発表された計画路線に従って、古墳
群、史跡、城跡等の地区概要等を記述し提出した
が、これはきわめておおまかな机上の資料で、古墳
の実数もその性格も確認せず、調査資料の不充
分を遺憾に思っている、しかし多くの古墳が分布し
ている金津町坪江庄(横山古墳群)、それに藤島、
岡保にかけての弥生式古墳群、足羽町大土呂、半
田、二上の文殊山ふもと一連の古墳群、城跡、ま
た武生市の八皇子山古墳群は昔から明らかにされ
て、これに関する資料もあるもので、土地所有者
工事施工関係者等よく横の連絡をとり、保存、ま
たは事前調査ができるよう努力してほしい。」こ
ういふ項目がございまして。ですから、これは県自
身が前に一応出したのだけれども、これはたいへ
んずさんで申しわけなかったという意味もあるよ
うですが、とにかくここにはたくさんあるもので、
こういうことを言っておるようです。

それから三番目として、「直接道路の上にかか
らなくても、土路工事の関係で附近の山ふもとの
土地を掘り、盛土とすることは必ず生じる、その
際、土を取る山等も古墳群があるためこの点充分
検討して施行されるよう要望する」、こういうこ
とも書かれております。この点もたいへん重要な
ことだと思ふのですが、これらに關して、建設事
務所では、当初県から申し出ておる、そこ以外に
は一切認めないのだといふような答弁だったとい
うようなことが新聞にも報道せられて非常に問題
になったわけですが、この点は、いまのお話で十

分善処するということが、いま申し上げたような点がすでに県からも申し出られておりますから、十分ひとつ慎重にやっていたらいいと思ひます。

そこで、いまの中の三項に出てまいりました土盛りの土をどこからとってくるか、これがまた非常に重要で、二キロ幅なら二キロ幅、四キロ幅なら四キロ幅で調べましても、それ以外に、今度は直接道路にならないけれども、その道路建設用の土を山から持つてくる、そのために平気で文化財を破壊してしまふ、埋蔵文化財をこわしてしまふ、こういうような事例が頻発してはたいへんでありますが、その意味で土はどこからとってきたのか聞かされても、これについては明らかにしてない、こういうことだそうでありますが、この土盛りの土を持つてくるという点については、どういうふうにお考えになっておりますか。

○藤森参考人 まだ詳細な設計ができておりませんもので、どこから土をとって、どこへ持っていくかという具体的なことは、まだ決定いたしておりません。これはできるだけ道路の沿線に近いところ、しかも良質の土砂というふうなことで、どこにどういう土があるかということをお私のはうで調査をいたしております。そのうちから最も経済的でないものを持つていこうということでございますが、その間におきまして、ただいまの先生の御愛顧なさるような事態が起りましたときには、これは十分考慮して計画を立ててまいりたいというふうにお思ひしております。

○長谷川(正)委員 いまのこの工事に関する土盛りの土をとる場所が、文化財を破壊するといふ事態が今後非常に起こってくるおそれがありますが、すでに起こった事例がいまでもあります。千葉県にもこの間ございましたけれども、こういう点について、文化財保護委員会としてはどういうふうにお考えですか。

○村山政府委員 特に埋蔵文化財包蔵地を知らないために、土木事業あるいは採土のために破壊するといふ事例があるにみましまして、昭和三十

五年から三年かけまして埋蔵文化財の分布調査をやりました、約十四万カ所検出したわけでござい

ますが、大体それが現在まで各県の教育委員会の遺跡台帳に登録されておるわけでございします。今回の北陸自動車道につきましても、おそく県がすでに資料を何か出したとすれば、前回の調査に基づいて遺跡台帳によつて出したのではないかとお思ひます。それだけでは不十分でありますので、具体的な計画がきましますと、補助事業で分布調査をもう一ぺんやるわけでありまして、もう一ぺんやった結果、さらに工事担当者側と文化財側とで協議する、こういうことになっております。そういうことでありますので、御指摘の場合ですと、実は、私はばく然と道路予定地の調査をすれば足りるというぐあいには考へておたわけでありま

すけれども、採土のために調査範囲があるいは広がるといふようなことも、この際頭に置いて調査計画を立てる必要があるのじゃないかと思ひました次第であります。その辺も含みに入れまして綿密な調査計画を立てたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 この点は非常に、いま文化財保護委員会の事務局長からははっきりした御答弁があつたと思ひまして、たいへん私は心強く思ひますが、しゃくし定木にこの路線なり建設予定地なんというもののだけに限つてすべて文化財保護の対策がとられるので、それに要する土の盛り土をするためにほかをこわしたというふうなことに

ついては、そのうち外だというふうな、そういう解釈がもし——とかくどうもしゃくし定木にやられがちですから、一つは、なるべく費用を少なくといふことが一番基本にあると思ひますが、ぜひ、ひとつそういうことがないよう、道路公園側でも十分な御理解をいただきたいと思ひますし、文化財保護委員会もそこまで十分目を配つて配慮をして指導されていく、あるいは調査をされていく、こういうふうにお願ひしたいと思ひますが、もう一度念のためにそれについての御見解を御両所からお願ひいたします。

○村山政府委員 分布調査をやる際に、これは文化財保護委員会並びに県の教育委員会とやるわけでありまして、道路公園側とは直接共同調査ではないわけでありまして、公園側におかれましても、関連公共事業の調査などもなされまして、また道路のために路線以外にも土木事業が及ぶといふようなことがありますれば、どういふ計画かお伺ひして、連絡不十分のために漏れるといふようなことのないように留意したいと思ひます。

○藤森参考人 土とり場等につきましても、十分県の教育委員会と連絡して善処してまいりたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 ありがとうございます。たいへん明快な御答へで心強く存じます。そこで、最後にもう一つだけお願いして御確認を申し上げ、その態度を表明していただきたいと思ひますが、ぜひひとつこの調査が行なわれ

ました場合は、その研究者の調査結果の意見というものを十分尊重して、最初これだけ調査したから、もうそれだけ終わったから調査したという形式だけ整つたからいんだというふうなことで、あとは仕事を強行してしまふ、こういうふうなことはひとつぜひないようにし、またその調査結果の評価にいたしましても、十分研究者の評価というものを尊重して、ときにはこれを保存するとか、あるいは記録保存にとどめるとか、あるいは発掘物についての保護の措置を講ずるとか、こういうふうなことにひとつ万全を期していただきたいと思ひます。

そこで、私がお伺ひをしたのは、たとえばこれが完全に重要な遺跡であるとして、路線を変更してもそのまま保存しなければならぬというふうなこともときには出てくる。そうではなくて、発掘物を別にどこかに保存し、学問の用に供する

ように陳列をする、またその遺跡を全部写真その他の記録に十分とどめまして、そうしてあとこわす、こういう場合もあると思ひますが、そういう場合に、とかく事前調査費は、いま申したとおり、

これはむしろ文部省側あるいは県側でやる。文部省側という意味は、文化財保護委員会の予算でやる。それから実際の工事をするにあつたての発掘調査等は、原因者負担で公団がやる、こういうふうな大体たてまえになっておりますが、その際に、この発掘したものをごとく保護、保存するとかいふ問題や、あるいはこれをほんとうに記録にとどめて学問の今後の資に供するためには、一定の部数の記録、出版等が必要ではあります。そういうものがなければ、ただ調査して一部紙に書いたものを残したというだけでは結局埋もれてしまつて、学問の世界にほんとうに役に立たなくなつてしまふ。そういう点まで十分配慮した予算

が、これは公団側で組むか文化財保護委員会側で組むかわかりませんが、そういう点はぜひひとつきちつとしておいていただく必要がある。そうしないと、仏つくつて魂入れずの結果になる。このことは、きょうは大蔵省からも主計官においでいただいたておりますが、大蔵省の立場からも十分ひとつ御認識をいただきまして、万遺漏なきを期していただきたいと思ひます。そういう意味におきまして、いま申し上げましたお三方から、これについてのお考えをお述べいただきたいと思ひます。

○村山政府委員 埋蔵文化財の発掘調査をやつた結果の処理であります。調査の経過をできるだけ詳細に記録し、結果に対する評価、意見等もあわせてこれを何らかの形で公表するのが第一点でございます。

それから、発掘調査中に埋蔵物、出土品として発見した場合の措置でありますけれども、これは遺失物の適用がございします。もし所有者が判明するような場合には、これはやはり所有者に帰属いたします。それから所有者が判明しないような場合には、これは警察から文化財保護委員会に届け出がございまして、国庫に帰属することに

所有者なりあるいは発見者なりに、あるいは折半というような形で譲与することができるとなっております。国で保有したものに過ぎずは、きわめて重要なものは文化財の指定に関する措置をとって指定をして、博物館等に保存するという措置がとられます。そこまで至らないものにつきましても、博物館等に保存する、あるいは出土地の公共団体等で譲与を希望される場合には譲与をして、そこに保管をするというような措置を講じております。

○藤森参考人 ただいまの第一点の記録の問題でございますが、これは私も県で文化財関係の方々と契約をいたしますときに、報告書を印刷したもので提出をしていただく、写真等もつけていただくということになっております。少なくとも三部程度はしっかりしたものが残っておりますし、これを増し刷りするというようなことは、その費用はまた別途だと思っております。そういうものに必要なのは報告書を提出していただくという契約になっております。

それから第二番目は、ただいま局長さんが御答弁なされたようなことでございますが、道路公園といったしましては、今後文化財保護委員会当局との覚書書きにおきまして、公園は、発見したものに過ぎましては公園に帰属する埋蔵物に関する一切の権利を放棄して、委員会または都道府県教育委員会等、しかるべき機関へ無償贈与いたしました、こういう考えでございます。

○小幡説明員 最近土地開発の進展に伴いまして、文化財保護の見地から、こういった埋蔵文化財の発掘調査とか遺跡の記録、こういった必要性が急増してまいりましたので、財政当局といたしましては文部省の御要望に沿いまして、特にこういった埋蔵文化財関係の予算を四十二年度も大幅に増額いたしておりますし、また今後におきましても、財政の許す範囲内におきまして先生の御意思を体しまして、できるだけ善処したいと存じております。

○長谷川(正)委員 それぞれの御答弁をいただいて、ありがとうございます。ぜひその線で御善処いただきたいと思っております。ただ、いまの御答弁の中でちょっとはつきりしませんのは、発掘調査の結果について特に印刷等に付して刷る場合に、いままもなくとも三部程度はというお話はありましたが、考古学会なり学術会議なり、あるいは場合によっては世界の学会に送るといふようなことが必要になってくるんじゃないかと思っております。その程度によって広げたら切りがありませんが、ある一定の部数は印刷して保存ができ、学会の資料に供するような措置が講ぜられなければならないと思っております。一体その予算は発掘調査費に含めて出すのか、あるいは文化財保護委員会のほうで別途の方法を講ずるのか、そういうのはもう発掘した学者の個人の研究領域にまかすということで、学者個人がやらなければならないのか、発掘者研究者個人がやらなければならないのか、県が一部補助するのか、その辺は一体どういうふうになりますか。

○村山政府委員 ただいまの点は、埋蔵文化財発掘調査の態様によって、報告書の扱い方あるいは公表のしかたにもおのずから差があるかと思っております。現在問題になっております公共事業等のために、原因者負担で発掘調査をされる場合には、その発掘調査にかかる契約におきまして報告書をどの程度にするということも取りきめられるわけでありまして、その場合は、必要最小限の部数というふうなことになるかと思っております。

それから、そのようにして個々の調査報告がとにかく世の中に残るわけでありまして、それらを通じまして少しまとまった調査報告を出す必要があるかないか、ある場合にどうするかというものは、また第二段目の問題になるかと思っております。

○長谷川(正)委員 第二段目の問題になるかということばかりでしたが、それについてはどうお考えですか。

○村山政府委員 埋蔵文化財の原因者負担による発掘調査報告を文化財保護委員会が何かまとめてさらにつくるというふうなことは、従来は実はいたしておこなったわけではございません。重要な遺跡等につきましても特別の調査費を出し、あるいは場合によっては国で営営の発掘調査をやつて、かなり詳細な報告書を出すというふうなことは別途やっております。原因者負担による発掘調査の処理につきましては、現在のところ一応報告を出して、その次にどうするかというところは、状況に応じて今後検討すべき課題というぐあいに現段階では考えておまして、具体的な計画を直ちに御説明するほどのものを持っておりません。

○長谷川(正)委員 私も、事務局長がもとになつていろいろ大幅な出版とかというところは、また別途の問題だと思っておりますが、先ほど必要最低限度の記録を残すといふことは、たとえば百部程度は印刷して残すということなのか、三部程度、これは印刷ということならぬかと思っておりますが、残すというところなのか、その辺のけじめは、最低限ぎちつとある程度はしておかなければ困るんではないかと思つておるのですが、いかがですか。

○村山政府委員 その点、必ずしも従来、最低限度部でなければならぬという共通的な取りきめはいたしておりません。個々の場合において、少なくとも当事者のそれぞれが保有する部数を、若干余裕を見てつくる。場合によってはガリ版のこともありますし、簡単な活版にすることもあります。調査者が場合によって学会報告などをする必要があるような場合にはそれに必要な部数であるとか、あるいは調査委託者である公社、公園等も、それぞれの部局で後日の証拠その他に必要でありまますから必要部数を保有する。それから、文化財保護委員会にもお届け願う。それから県の教育委員会にも残すということ、具体的に何部ということとはなかなか申し上げにくいわけでありまますけれども、当面の必要をカバーできる程度の部数は

つくっております。共通的な取りきめが必要かどうか、今後検討したいと思っております。

○長谷川(正)委員 御答弁ももっともな点もあると思つております。別にこれ以上申し上げませんが、いまもお話があったように、きわめて貴重な調査が、ガリ版刷りか、二、三枚のものが報告されて終わりになつて、あとは調査に当たつた者はある程度知つておられるけれども、どうもそのまゝ雲散霧消してしまつていくことがあつては私は重大だと思つております。ですから、やっぱり貴重なものとして予算を出して調査する程度の重要なものであれば、ある程度の活版できちつとした調査書ぐらひは残すということ、あるいは配付するということの措置は、どうしてもとらなければいけないんじゃないかと思つておるのです。もうこれ以上御答弁は求めませんが、せつかく時宜に合った、しかもせつかく貴重なこういう調査をした場合のあとの処理について、万全を期していただくように、強くこれは関係者に御要望を申し上げておきます。直接道路公園関係につきましましては、本日の私の質問は以上です。次の質問に入る前にほかにありましたら……

○床次委員 ほか藤森参考人に対する御質問があれば、お願いしたいと思つております。

○奇藤(正)委員 関連して、長谷川委員の質問にお答えになつて概略わかつたわけでありまますけれども、特に埋蔵文化財を発掘して出土したものを、どう利用し、活用していくかという点につき特段の御配慮をいただいております。これは静岡の出身であります。東名の工事にあたつて非常に多くの埋蔵文化財を調査をし、発掘をし、なお今後もあることとてございすけれども、出土品があるわけですから。先ほど長谷川委員の質問に答えて、事後処理の問題として今後十分配慮したいというふうなお答えがあつたわけでありまますけれども、たとえば収蔵庫の新設といったようなものに対し、道路公園側はどこまでの配慮をしようとしているのか。といいますのは、各県の実情によつて、公園側の

配慮にもどうも少し薄い厚いがあるのではない。市町村なり県なりの熱意によって公団側が動かされるという面もあるのではないかというようにも仄聞しておるわけであり。もちろん、それがいいとか悪いとかいうことは一がいには言えないと思うのでありますけれども、少なくとも調査費をつけ、しかも発掘費をつけ、調査が終わった。しかし、出土したものについては、いまの印刷物にしても、あるいはその出土品の陳列なり貯蔵にしても、十分な配慮が行なわれているとは言えない。一番欠けているのは、やはり調査、発掘後の事後処理について万全が期せられていないというようにも思うわけであり。調査費けれども、これもケース・バイ・ケースで、重要度あるいは文化的な価値といったようなものによって違ってきて、一がいには言えないということもわかるわけであり。また、最終的に、一体収蔵庫というものを含めて、公団側はどのような配慮をされているのか、見解を承っておきたいと思ひます。

○藤森参考人 先ほど、文化財保護委員会との協定というところで申し上げましたが、発見した埋蔵物につきましても、公団は文化財保護法の趣旨にかんがみて、公団に所属する埋蔵物に関する一切の権利を放棄して、委員会または都道府県教育委員会等、しかるべきところに無償供与したいという気持ちでございます。私のほうは道路をつくることが専務でございますので、文化財の保護まで当たるというところは、気持ちとしては先生の申しやうなことはわかりますけれども、任務としては、こういうものは文化財保護委員会の方に差し上げて、そちらのほうで保存していただくのが原則だろうと考えております。

○斎藤(正)委員 気持ちとしてはよくわかるのです。しかし、せっかくできたものを市町村なりあるいは都道府県なり、陳列をして学問の用に供するといふ場合は、その施設についての助成なり協力というふうなものについては考えていない。出土品の所有権を放棄するということについては、公団の本来の性格からわかるわけです。そこまでは十分理解をいたしました。その後なお、都道府県なり市町村なりが、これの陳列なり貯蔵あるいは保存というふうなものに対する措置に対して、公団側は何もしないのかということでも承りたいのです。

○藤森参考人 先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、気持ちとしては、たとえば地元教育委員会に申し渡すというところで、占有して高架下に陳列場をつくりたいというふうな場合には、できるだけ御便宜をはかりたいというふうにも考えます。

○斎藤(正)委員 公団側の考えはわかりましたけれども、委員会関係でちょっとお答えをいただきたいと思ひます。やはり埋蔵文化財については、掘り起こして物を出したあと、これを、先ほどの長谷川委員の質問にお答えのように、十分関係各所庁で配慮したいということとはわかつたわけであり。また、さらに一歩突っ込んで、その出土品の保存、陳列のための助成といったものについて、文化財保護委員会側の考え方もちょっと聞いておきたいと思ひます。

○村山政府委員 道路建設事業による発掘調査で多量の、しかも貴重な出土品が出た事例があまりございませぬので、もう少し一般化して申し上げますと、たとえば昨年問題になりました兵庫県の田能遺跡ですとか、それから公共事業に関連するといふよりは、むしろ学術的な調査で発掘調査をやつたような場合には相当な埋蔵物の出土品がございします。そういう場合の処理の一般原則は、先ほど申し上げたとおりなものでございしますけれども、地元において保有を強く希望されるような場合には、たいへん失礼でありますけれども、地元における保有管理能力その他を勘案いたしまして、地元には、たいへん失礼でありますけれども、地元の保有を希望するようないふ場合、文化財保護委員会の方でもそれを承認しております。場合によっては収蔵庫の建設というふうなことにございしても、これは一般的に補助事業でなし得るわけであり。それから、そういう条件に適合すれば、抽象的な設問としては

認め得る課題だと思ひます。

○斎藤(正)委員 了解。

○床次委員長 藤森参考人に対する質問は終わりましたね。

それでは、参考人には長時間御出席をいただき、まことにありがとうございます。

ま所々に文化財を守る運動というものが起きつつあるのですが、私は運動によって守られるのではなくて、あくまでも行政によって守ってもらいたい。これがまず一つ。

それから、法律がつくられますけれども、なかなかこの法律の適用ということが困難であるが、これを適切に指導してもらいたい。

それから、いろいろ指定をされますが、指定をされた場合に、国も金が出て非常にいいのですが、必ず地方公共団体というものが何らかの金を出さなければならぬ。これがまた地方財政の非常に苦しい中で支出が困難な状態にある。こういう点で幾つか問題を出しまして、それぞれの関係者にお話をお聞きして、私は特に委員長には、文教委員会としてはいろいろな法律がいま山積しているわけですが、これからの審議期間の短い中で、何とかこの文化財問題の適切な審議をしていただくために小委員会等を設けて、別個に審議を続けるような御配慮をお願いしたいと、それ一つ申し上げておきたい。

○床次委員長 小林信一君。

○小林委員 国有財産第二課長にきていただいておりますが、私も一時からということで御無理を願つておたつたわけであり。長谷川委員のほうから質問をしていただいたわけですが、お約束ですから時間を繰り合わせていただきまして、これから私のほうから御質問を申し上げます。

私がきょう文化財の問題で御尋ねしようとする目的は、日本の文化財というものは非常に保護しにくい。そういう中で平城宮跡のように、非常に重大な問題でありましたが、文化財保護委員会を中心として、関係する学者とかあるいは一般世論、こういうふうなものが強く盛り上がって、最近ともすれば経済成長政策の中で道路が整備される、あるいは住宅がつくられる、あるいは工場がつくられるというふうな点から非常に問題が多くなつてきておる中で、まず平城宮跡が国有に指定をされまして非常に希望をもちましておるわけなんです。しかし、ますます経済事情というものは、文化財を守るにはいろいろな点で危機がきておるような気がいたします。そういう点でい

それは、例の藤原宮跡の問題で、内裏の地域がいままでは無視されたような形になっておりまして、そこに国道百六十五号線ですが、これが予定されて通つたことになつたわけですが、事前に調査しましたら、いろいろなものが発掘されたといふことでいま中止をされておりますが、これに対する建設省の、いまの現況から考えておられる点を一言だけお聞かせ願ひたいと思ひます。

○藤原宮跡問題 藤原宮跡の問題につきまして、ここは一般国道の百六十五号線の藤原バイパスというものが、都市計画決定がされております。ただ、それにより

まして、現在直接藤原宮跡にかかりませんかなり西側のほうを工事いたしておるわけでございす。その後いろいろ文化財保護委員会と連絡いたしますと、非常に重要な文化財でありますし、これが関係なく都市計画されたということで、こういう結果が出たのではないかとふうに考えております。今後藤原バイパスのルートにつきましては、文化財保護委員会と十分打ち合わせいたしまして、私も必ずしも都市計画決定されたんだから、このルート以外にはやらないのだという考えではございません。できるだけ国民の重要な文化財を残して、かつ地元の要請もいれられるようなルートの検討を、文化財保護とあわせて相談して今後きめていきたいというふうに考えております。

○床次委員長 なお、小林委員の申し出による文化財に関する小委員会の設置については、いずれ理事会で相談いたしまして決定したいと思ひます。

○小林委員 ありがとうございます。

いま建設省のほうからの御答弁を承りまして、これも非常に希望が持てるわけでありますが、しかし、あれを迂回するとまた民家のほうに非常に影響するといふふなことで至難だということも承っておりますが、もしもあそこが重要な地域であつてどうしてもまづいという判断が出た場合には、何らかの方法で迂回するような、そういうことも可能と判断をされておるのですか。

○養輪政府委員 実は、この迂回の問題につきましては、きょう午前中にも堀原の市長さん以下私のところへ参りまして、これは非常に苦勞してきめたんだし、そう簡単に迂回してもらつては困るというふうな話も聞いたのでございます。ただ、こういうような国家的に重要な文化財でございすれば、単に地元のそれだけの理由でそれを迂回しないとか、また構造的にいろいろ方法を考えるとかいふことを、やはりやつていかなければならぬといふふうな考えでおります。ただし、迂回いたしますと人家がかかるという問題がござ

います。これはやはり人家がかかるということも土地の所有者、家屋の所有者と十分話をしたいかなければならぬ問題で、私たち、それ以外の一つの交通の混雑を解消する方法も全然考えないわけではございませんので、その辺は十分文化財の重要さを地元も認識してもらつて、われわれは地元と今後折衝したいと考えております。

○小林委員 なおもっと詳しくお聞きしたいのですが、それだけお伺いする機会が与えられたことは非常にうれしいことでございまして、以上で道路局長さんへの質問は終わらしていただきます。次に、国有財産第二課長にお伺いいたします。

これもお忙しいようですから、文化財保護委員会のほうからお話を承つて話を進めていきたいのですが、略して直接お伺いいたします。

それは東京の帝国ホテルの問題です。これは最近新聞等に盛んに意見が一般から述べられており、あるいは新聞としてもいろいろ記事に書いておるわけなんです。私が申すまでもなく、文化財というのは大体明治以前といふふうなことで、明治以後のものも最近だんだん指定をするような形になってまいりましたが、大正時代のものといふことになる、これはまた文化財保護委員会としても非常にむづかしい問題だと思ひます。しかし、それほどこいふ問題だと思ひます。一般的に、それは非常に強いわけなんです、外国の都市等を見れば、日本のように木造建築でないために、建物といふふうなものがりつぱに昔のまま保存をされておる。ところが日本は、木造であるために、すべて取りこわして新しくする。それが明治、大正のものは一応こわされて、そうしてまた今度は高層建築といふふうな時代へ入つてきまして、もう二段にも三段にも段階が分かれておるような状態なんです。その中で、建築学者をはじめめとして学者諸君が、いまや東京に残されておるものとしては帝国ホテルと、そして東京駅近在の赤れんがの建物、せめてこれくらいは日本の東京の昔をしのぶものとして残したい、こういうことをいわれておるのです。そこで、国有財産としてそ

の敷地がいま保有されておるわけなんです。これもやはり新聞等にたくさん書かれております。私は拾つて申し上げるのですが、帝国ホテルの敷地が国有財産であるかどうか。これが国有財産であるとするれば、どういふふうな契約で、いつたれに貸したのかといふような点をひとつ御説明願いたいと思ひます。

○立川説明員 お答えいたします。

帝国ホテルの敷地につきましては、御質問でございしますが、本件の経緯について申し上げます。現在問題になっております帝国ホテル、いわゆる旧館の土地の大部分につきましては、大正九年の一月に、これは御料地といたしまして当時皇室の私有財産でございました。御料地として宮中の財産でございました。これを、当時の宮内省の御料局長が、二十年間の有償貸し付けを帝国ホテルとの間で締結したわけでありまして、それが戦後、例の財産税によりまして物納されたわけでございまして、それが二十二年の四月一日でございまして、したがって、それが物納によりまして、これは大蔵省の所管の普通財産になったわけでありまして、物納財産の一般の処理といたしまして、原則として建物の所有者に売る。それから例外的に、やむを得ない場合には貸し付けをするといふことで処理方針を固めておるわけでございまして、現在まで帝国ホテルとの間に貸し付け契約が結ばれておるわけでございします。そういう状況でございします。

○小林委員 そうすると、最初は皇室の所有地としてこれが貸与されたといふことは、何か使用目的といふふうなものに拘束されるものがあつたのかどうか。それが今日もなお国との契約になつておるが、そういうものが継続しておるかどうか。そこで、問題になりますのは、権利金、敷金といふふうなものを取つてあるのかどうか。それから、地代といふふうなものが、何か新聞を見ますと秘密を要するといふふうなことを書いてありまして、発表しないといふふうなことを書いてあります。ここではお聞きをすれば発表されるのではありませんかと思ひますけれども、できたらそういう点も

明確にしたいだきたいと思ひます。

○立川説明員 宮内省が貸し付けた当時のいきさつについてはつまびらかにいたしておりませんが、ここでお答えすることはできないわけでございますが、現在、国が物納によりまして収納いたしました以来の貸し付け契約は、ホテルの敷地として有償貸し付け契約を結んでおるわけでございします。

それから権利金、敷金についての御質問でございしますが、これは一般に、国有財産の貸し付けにつきましては権利金なり敷金は取つておりません。したがって、帝国ホテルの場合も取つてはおりないわけでございします。

それから地代につきましては、ごく最近の契約、これは一応現在の国有財産の貸し付けは三年間の貸し付け契約を結んでおりまして、三年ごとに更新する、こういう考へ方でありまして、現在の貸し付け契約は、四十一年の四月一日から四十四年の三月三十一日までの一応の貸し付け契約を結んでおります。貸し付けの地代、使用料につきましては、一平米当たり千三百三十五円、こういうふうな相なつております。

○小林委員 それは年間ですか。

○立川説明員 年間でございます。

○小林委員 坪数は幾らあるか、それがまた、いま帝国ホテルの敷地のどれくらいのパーセンテージを占めておるかといふことをお聞きしたいと思ひます。

それから、いまお話しがありましたように、権利金、敷金は取らない、これは他の国有財産もそうだが、別に帝国ホテルであるからどうだといふことではないように承つたのですが、そのとおりであるか。しかし、特別な内意があつてということですが、新聞等に書かれておりますものでは、迎賓館、まあ国賓をあそこへ泊めるといふふうな目標で皇室の所有を提供したといふふうな形で、多少公共性といふものがあつた帝国ホテルにはあつたのじゃないかといふことを盛んに言つておりますね。そういうことで、その帝国ホテルには相当特

殊な扱いがあるか、それがまた、いま帝国ホテルの敷地のどれくらいのパーセンテージを占めておるかといふことをお聞きしたいと思ひます。

それから、いまお話しがありましたように、権利金、敷金は取らない、これは他の国有財産もそうだが、別に帝国ホテルであるからどうだといふことではないように承つたのですが、そのとおりであるか。しかし、特別な内意があつてということですが、新聞等に書かれておりますものでは、迎賓館、まあ国賓をあそこへ泊めるといふふうな目標で皇室の所有を提供したといふふうな形で、多少公共性といふものがあつた帝国ホテルにはあつたのじゃないかといふことを盛んに言つておりますね。そういうことで、その帝国ホテルには相当特

別なものがある、こういうふうにもうかがわれるわけなんです、そこら辺はどうか。そして今度は、一番大事な点ですが、これも関東財務局の財務部長談として新聞に発表しているところでは、いままでの契約からすれば、この建物をこわすという場合にはその土地を買つか、あるいは国に返すべきである、こういう何かむずかしいことを言っておるようですが、そこら辺はどういうふうにお考えになっているか、お伺いしたい。

○立川説明員 全体の坪数でございますが、現在国が貸しております坪数は一万二千八百七平米でございます。三千八百七十四坪、こういうふうになっております。そのほか、帝国ホテル自身の土地として四千二百坪程度あるように聞いておりますが、私、はっきりした坪数は確認いたしておりません。それから権利金につきましては、先ほど申しましたように、帝国ホテルのみではなく、一般的に固有財産の貸し付けの態様といたしましては、権利金、敷金等は取っております。

それから公共性があるのではないかと、御質問でございますが、確かに当時、当初宮内省が貸し付けた当時のいきさつは、そういった公共的な色彩の強い面もあったように聞いておるわけでございますが、現在では必ずしも迎賓館として利用されておるわけではなく、一般のホテルとして使用されているというふうになっておるわけでございます。国の契約も、あくまでも物納でございますから戦前の貸し付け契約をそのまま踏襲する、踏襲するといつても現在のホテル業としての敷地として使うということをやっておるわけでございます。

それからもう一点の御質問でございますが、建てる場合、これは土地を買つか返すかという、そういう御質問でございますが、国の貸し付け契約は、あくまでも私契約として借地法の法律に沿ってやられるわけでございます。したがって、こわす場合には、借地法のたてまえから言いますと一応ものがなくなるわけでございます。したがって、その場合に、国としては黙っております。

すとい引き続き借地権が延長するということに相なるものと思っておりますが、やはり物納財産の一般的な処理といたしまして、あくまでも先ほど申しましたように買い受けてもらう、こういうことをたてまえといたしまして、貸し付けというのはいきわめて例外的に私どもは考えておるわけでございます。したがって、今回の問題があつて初めてこういった問題が出たわけでございまして、従来からすみやかに、できるだけ早い機会に買つてくれという話をしておつたわけでございしますが、いろいろな関係からまだ売り払いには至っていない、こういうふうな状況でございます。

○小林委員 ここではこういうことは明確にお聞きすることは無理だと思つておりますが、あそこ辺の土地とすれば相当に高いので、新聞では四十億というふうなことを言っておりますが、大体そんな見当でわれわれが承知しておつていいのかわるか、明確な答えでなくていいんですから、ひとつお考えがあつたら述べていただきたいと思つておる。

○三島説明員 価格についてお答えいたしますが、先ほど四十億とおっしゃいました数字につきましては、実は関東財務局あたりでいろいろ調べましたのですが、そういった根拠は出ておりません。御参考までに一応あの辺の価格について調査いたしました点を申し上げますと、相続税課税標準の路線価が百四十万の価格で設定されております。したがって、さういふ土地として評価いたします場合は、坪当たり二百五十万円から三百万円程度にあの付近はなるのではないかと、かように考えております。ただし、先ほど二課長から申し上げましたとおり、当該地は借地権の対象となつておる土地でございますから、やはり実際の評価をする場合には、借地権相当額を幾らに見るかということが非常に大事な問題だと思つております。したがって、これは国税局等で定めております基準とあるいは民間の借地権の割合、そういうものを調査いたしまして、それから評価を決定いたしました。

い、かように考えております。

○小林委員 大体大蔵省関係からお聞きすることは以上で、これから文化財のほうへお伺いをしたいと思つております。ありがとうございます。

文化財の委員長さんが来ておられるでしょう。別に事務局長さんを軽視したわけじゃないのですが、大事な点ですから、委員長さんに御意見を承れれば非常に幸いだと思うのですが、いまお話を聞かしていてもわからないと思うのですが、帝国ホテルを存置したい、保存したい、こういう希望が多いのですが、しかし、いままでの経過から見ると、大正時代のものを保存するということなことは、まだ文化財としてもそう例はないと思つておる。こういうふうな要望に対して文化財としてはどんな考えでおられるか、お伺いしたいと思つておる。

○稲田説明員 ただいま御質疑のありました帝国ホテルの問題であります。先般米建築学会その他各方面から、この建物の存続が危うくなつていくということについて非常に心配せられておる。ぜひ存続するようにという御意見が表明されております。文化財保護委員会といたしましては、まだ明治以降の建物全般についての確たる方針を決定する段階に至っておりません。これにつきましては、やはり法制に基づきます正式な審議会において、十分彼此勘案いたしまして結論が出ることだと存するものであります。また大正時代までにはそうした研究なり調査なり意見の一致を見ておりません。おそろくは、この問題につきまして、実際問題としては賛成もあろうし、また相当ちゅうちょする御意見も出てくるのではないかと、思つております。私どもは、そうした一般の世論なり学会の意見というものを、機会を見ましてこうした正式な審議会あたりには伝達して、正式な御審議、御検討をお願いしたいと思つております。ただ、今日の段階におきましては、建築学会その他の御意見も、必ずしも直ちに指定する、直ちに国費をもって存続をはかるというふうなふうに動いてはいない。何だか世上こういうことを問題にする

ることによつて、当事者あるいはまた第三者において、何かいい方法が出てきはないかという御意見も出てくるようでございます。私どももいたしまして、こうしたホテル的な建物を将来維持するといふとすれば、大抵建物というものは、その目的に沿つて使用することが一番いい維持管理の方法だと思つております。したがって、こうしたホテル的に構造せられました建物をかりに固有財産として維持いたします場合には、だれかにホテル経営をさせるということも、これはかなりいろいろな問題を包蔵することだと思つておる。もし民間において、やはり現地においてあるいは他の地においてこうしたものを維持経営する者が出てくれば、これは一番望ましい形だろうと期待しながら、いろいろな状況を見守つておるようなところでございます。

○小林委員 もちろん委員長もそういう点はお考えになつておると思つておるのですが、いまのお話を聞くと、建物の一般論的なお考えのようにお伺いできるわけですが、やはり学者諸君が言つておることは、東京の姿というものがどんどんなくなつていく中で、なつかしい東京を象徴する建物、あるいは、これは事務局長さんにお伺いをいたします。が、帝国ホテルそのものに對する価値というふうなものをどういうふうな御判断願つておるか、お聞きしてみたいと思つておる。委員長さんのお答えは、一般的な建物というものをとお考えになつての答弁のようにお伺いするのですが、やはり皆さんが保存してほしいというものはあの建物の特徴、あるいは建つた人、こういうふうなものに私は意味を持っておりますと思つておる。その点からすれば、時代がどうであらうとも、あるいは使用目的がホテルでなければならぬということに必ずしもならないと私は思つておる。それから、学者の意見が出たから肯定する、あるいはこれを否定するといふ判断だけを、文化財ではないと私は思つておる。文化財自体においてもある一つの見解というものは持たなければ、うしろの文化を保存して、そして今度は前向きの文化に更新をしてい

くという仕事ではないと私は思うので、そういう点において委員長さん並びに事務局長さんの御意見を承りたいと思います。

○福田説明員 たいだいま申し上げたことを繰り返すことになって恐縮でございますけれども、私どももいたしまして、この建物は問題になるだけの非常に大切な建物だと考えております。ただ、これにつきましては、所有者あるいは第三者その他におきまして、なお実際のままで維持経営いたしておりましたようなホテル的な経営において維持管理されることが、第一段階としては望ましいことに考えております。そうした状況が今後どういふふうに進むかということに十分注意して見守りながら、この大切な建物の維持保存というようなことについて、私どもが直接何か決定しなければならぬ段階がまいりますれば、法律の定める各種の委員会等の手続を経て、その答申に基づいて決定したいと考えております。

○村山政府委員 帝国ホテルは、周知のとおり米国人のフランク・ロイド・ライトの作品であります。ライト氏はそれ自身有名な建築家でありまして、ライト氏の作品は米国内においてもあまり残っていないものであります。帝国ホテルはその中期の代表的な作品で、単に日本の重要な建造物であるのみならず、世界的にも高く価値を評価された建物というぐあいに承知しております。竣工いたしましたのは大正十二年でありまして、関東大震災の直前に竣工しました。竣工直後大震災にあったわけでありまして、さしたる破損もなく今日に及んだわけでありまして、現在ではホテルとしては内容も外観も実用的な目的には合わないようになつておまして、所有者としては、何としてもこれを取りこわして新しく建てたいという希望のようでありまして、そういうことでございますので、文化財保護委員会としても、直接この問題について具体的な動きをしておらないわけでありまして、もし何かするとすれば、たいだいま委員長が御答弁申し上げましたように事務的に調査して、調査した結果、指定の原案をつくつて

文化財専門審議会に付議して、可決されれば指定をする、指定をすれば必要な修理、防災、それから所有者において維持困難な場合には、場合によっては買い上げというようないの行政的措置が続くわけでありまして、その初段の判断がいまだつきかねておる現状でございます。

○小林委員 事務局長さんの言われる建物が建てた、そしてそれはどういふ建て方であるというような点からすれば何か希望が持てるのですが、しかし、御両所が共通しておっしゃっておること、は、何とかするすればというふうなことに消極的な態度をおとりになつておること、私は一般市民のこれに対する愛着を非常に軽視しておるような気がするんですよ。というのは、この十二月から取りこわすということを経営者は言明しているんですよ。これから何とかすればというふうなことで一体間に合うかどうか。やはりこれは保存をするかあるいは移転をするか、それは具体的な構想をひとつ練つていただいて、そしてはたしてその価値ありやないや、こういうものは手をつけておられるのが私は常識じゃないかと思うのです。経営者はもう——私も先ごろ中を見てもういまして、問題になつておる孔雀の間とかロビーとかいうふうなものは、これはもう、ここにこれを見てた人の最も代表的な構想であつて、将来どんな形で経営者も、たとへば建てかえてもあつたやうなもの、それは写真なり何なりにとつて、それを今度はまねをしてつくるというやうなことを言つております。しかし、周辺を見ますと、東宝劇場の側はさしたことはないのですが、あの反対側に回つてみますと、たいがいあつたらぬ路地は自動車も通るので舗装されてなければならぬのですが、舗装もされておらない。舗装されておらないところから見ますと、大谷石がだいたいぐずれたりひびが入つたりしてあります。そしてその大谷石の間につくられておる窓なんというものは、もうがたがたになつておる。あれではもう近代的な設備をしなればならぬ。暖房だとか冷房なんというものは、あの建物に關してはきかないんですよ。

したがつて、ホテルとしての役目というものは果たさないやうな状況になつておる。だから改造するかあるいは放棄をするか、あるいは移転をするかというやうなことは、当事者にはもう切実な問題として考えられておると思うんですよ。まあそういう腹があるけれどもわれわれに見せないのかどうか知りませんが、いまの御両者の答弁というものは、何か一般の意向というものを無視しているやうな気がするのですが、どうですか。

○福田説明員 多少消極にお聞き取りかと存じましたが、たいだいま申し上げましたように、近代建築というものは、あるいは住居なり、あるいはホテルなり、あるいはその他官庁官署建物なり、それぞれ生活の地にあり、また経済活動の中に生きておる建物でございます。また、元来建物というものの維持、管理というものは、私繰返して申し上げますが、やはりその用途に従つてこれを使用することが一番いい維持、管理の方だと思つております。帝国ホテルの建物は非常に美術的なものではないけれども、大体ホテルでございます。これは美術館にも使にくい建物である、あるいはその他公共施設にも使にくい。やはりホテル的に使うことが一番その生命を長くする大切な使用方法だと思つておるわけでございます。したがつて、いまの社会活動の中において第一に望ましいのは、これをホテル的に使用する者が見つかることができれば、あるいは現にいまの経営者がそう使用してくれば、これが第一だと思つておる。またこのことについて私どもは絶望して、単に死物として維持、保存するやうな段階ではないかと思つておる。そういう意味において、建築学会あたりも何とかこれをホテル的に経営するものではないだろうか、かりにどこか移築することでも、いろいろな研究しておられる段階なんですか。われわれもそういうことがありはしないかと考えておる。決して気長にいつまでも便々だらだら考えておるわけではありませんけれども、

まず第一段階は自然な方法がありはしないかと考えている段階でありまして、いよいよ究極これを何とかしなくてはならなくなった段階におきましては、それぞれの手続等を踏まして、いろいろ私どもも最後の判断をしなればならぬ時期がまいるだろうと思つておる。

○小林委員 福田さんのお話は、昔から聞いておるのですが、なかなか慎重で、一体どこに何があるのかわからぬ昔ながらの御答弁で、まことに理解しにくいのですが、確かに経済活動とかあるいは生活などとかいふ、おっしゃるとおりのことは、考えなければならぬと思うのです。しかし、世界的なものに比べて、日本のやういふ建物というのは、私は、利用価値あるいは活用するということをあまり基礎に置いては保存できないと思つておる。そんなことを言つたら、木造建築なんというものは、これはどうすることもできない。やっぱり何らかの形で、むだであつても保存をする、それでなければ日本のやういふ建造物は保存できないのではないかと思つておる。どうも委員長さんの御説明では、石でつくつた外国の建物と同じやうな形でもつて、こういうものを保存するやうなふうにお伺いされるのですが、そういう点は、特に日本の建物の特徴というものを考えにないでいただきたいと思つておる。

これは委員長さんでもどちらでもかまいませんが、こういうことが書いてあつたのです。ロバート・ケネディが何かアメリカの大統領へ書簡を送つて、あの帝国ホテルを保存することについては、ひとつできるだけアメリカ側も力を入れるというやうな書簡がきたというやうなことをいってありますが、御存じですか。

○村山政府委員 先ほど、帝国ホテルの保存についてはアメリカからいろいろな意見があると申し上げましたが、ロバート・ケネディから手紙がきておるかどうか、私も実は確認しておりません。しかし、建築学会、建築家協会には、数十通あるいはそれを上回るくらいアメリカからの保存に關する要望、何だつたら成分の援助もするとい

うような好意までついた保存の要望書がきておるようであります。その中に含まれておるかもしれないけれども、具体的には確認しておりません。

○小林委員 別にロバート・ケネディが書簡をよこしたからあるいは金を出さうかというように、私はそれに期待をするわけじゃないのです。あの平安宮跡が問題になったときに、フランスの文化大臣が、たまたまエジプトのあの遺跡を移転する問題でもって世界的な一つの運動が行なわれた中で、このエジプトの遺跡ともう一つ世界の問題があるのだというので、平安宮跡というものが問題になったことがあると思うのです。そういうふうには、日本の文化財というものは、なかなかほかのところの文化財のように、形に見えたりあるいは保存に簡便なものでないだけに、それだけに保存ということがむずかしい。それを日本人が多少軽視するうらみを感じて、外国の人たちは特にこういうふうな関心を持つのだらうと私は思うのです。奈良の平城宮跡は、私が申し上げるまでもなく、中央の長安ですか、そして奈良と、こういうふうにあの時代のものが残っておるのとはずかである。ところが長安のほうは、上に町ができてしまったために、これはもう発掘したりあるいは復元をすることは不可能であるというふうなところから、盛んに日本人に刺激をあつた当時与えたことを私は覚えておるのですが、いまもこの帝国ホテルの問題でもって外国からそういうふうな話があるというところは、うれしいことでもあるけれども、何か日本人の文化財に対する関心というものが薄い、その責任を持つておる文化財保護委員会が消極的ではないかということ、私は言っても差しつかえないと思うのです。それは口だけであつて、腹にはもつと燃えるような保存意欲が委員長の中にあるのかどうかかわりませんが、これはもう委員長の個性がそうであるから何うわけにいかないのです。が、ひとつ十二月に取りこわすという話を聞いて、私は特に文化財保護委員会の御決起をお願いしたいと思うのです。それはどういうふうな判断

されるかは別問題として、ひとつ仕事は急いでいただきたい。そして私も、帝国ホテルとかあるいは三葉の赤れんがの建物、これもこわされていくわけなんです、こういうものを一つでも残していただきたい。さもないければ、もう昔の東京というものはなくなつてしまふわけなんです。私は東京だからそういうことを言うんですが、地方の府県、こういうものもだんだん急激な世相の変化でもって昔のものがなくなつてしまつて、民族文化というものが、大きなものは残っているかもしれないよ、しかし、ほんとうに生活の中に溶け込むような、糸を紡ぐ機械あるいはお百姓さんが脱穀した昔の機械というものが全部なくなつてしまふのですが、この際、そういう点でも保存する機会というものをつくつていく大事な時期ではないかと思つておるわけです。そういう意味で東京の一つの情緒あるいは東京に対するところのなつかしみ、またその中に、ライトが非常に有名な建築家であつて、しかもそれを代表する作品であるという点から考えれば、もつと強い意欲を持つて当たつていただきたいと思うのです。

その次にお伺いしたいのは、文化財保護委員会というものの、法律制度というふうなものを振りかざして仕事をされているわけですが、なかなかこれが、いろいろな社会事情の中でもって適切に施行されないという問題を取り上げていきたい。これは太宰府ですね。確かに史跡に指定すべきであるという答申が出ておるはずなんです、まだそれが公示されておらないように見えるのですが、これは何が都合があつてのことかどうか、お伺いしたい。

○村山政府委員 太宰府につきましては、従前から一部都府楼のあとなどが史跡になつておつたわけでありまして、昨年の三月の文化財専門審議会におきまして、さらに裏山一帯約十六万坪に指定地を拡大することが答申になりました、地元と折衝に入つたわけでありまして、地元とは実は答申を得て初めて折衝したのではなくて、地元の町長のほうから大体、一部に反対はあるけれども、指

定があれば受け得る見込みだというふうな話し合いのもとに指定の内定をしたわけでありまして、いざ指定の告示をするという段階になりますと、住民の一部に反対があるから少し待つてほしいというふうなお話がありまして、以後今日に及んでおるわけでありまして、その間におきまして、こちらからはたびたび係官が出向き、地元の太宰府町、それに福岡県の教育委員会を交えまして、指定の促進についていろいろ話し合いをいたしました。

一部の住民の反対の根拠は一言で言へば、史跡に指定されると現状変更が許可制になるといふわけでありまして、万事所有権が制限されて住むことが窮屈になる、そういうことは困るということに尽きるわけでありまして、そこで、私どもとしても、あれだけ広い地域の史跡を指定するからには、現状変更につきましても、きわめて狭いコンパクトな史跡の場合と違ひまして、住民の生活上必要な現状変更は、史跡の指定の趣旨を没却しない限り認めるといふような方針を打ち出しまして、たとえば家の必要な改築、増築などは、とつてびな形あるいは著しい高さ、あるいはけいばし色などを控えてもらえれば、普通の形の家ならば認めようじゃないかという線を出しまして話し合いを続けまして、だんだん反対も緩和してまいりました、そう遠くない将来に指定の告示に至るのではないかと思つております。たいへん遠慮のようでありまして、文化財保護法は、一面において文化財保護を政府、公共団体に義務づけると同時に、所有者の所有権その他の財産権の尊重、あるいは開発との調整ということも法律の義務として命じておりますので、気長に話し合ひまして、関係者の了解の基礎の上に指定をして保存することが、大局的に見てよく史跡を守るゆゑであると考えまして、そのような方法をとつておる次第であります。

○小林委員 確かに史跡の重要であるということ、すなわち一般的な方たちに知つていただくのはむずかしいという情勢というものの——日本の文化財がたくさんあるということを先ほど申し上げたのですが、そういう意味もあるし、普通、史跡に指定をしてもらえば、その史跡を守るといふことよりも、観光業というふうなもので土地が高くなるのじゃないかというふうな考え方、指定を喜ぶような、そういう多少おもしろくない面もあるわけなんです。したがつて、そういう点を説得して所期の目的を達するためには非常な御苦労も要るし、時間もかかると思うのです。だが、そういうふうな考え方でもつていままでもやつておるうちに、奈良の所々に見られるように、大事な宝物の向こうのほうにつまらぬホテルの姿が見えるというふうなことになるわけであつて、いまの方針に私は反対するわけではありませんが、積極的な仕事をしたいだけうにお願いをしたいと思ふのです。ことに太宰府町ですね、年間一億くらゐの予算でもつて経営をする町が、今度の施設をするために四千万くらいかかつておるわけですが、その四千万のうち八割が国の負担で、一割が県、一割が町だそうですが、町が一割負担をするというところは非常にえらい。ここにも、私が先ほど申しましたように、文化財を守つていくためにいまの地方財政ではなかなか困難であるから、ついに断念をするというふうな危険も出てくるわけなんです、日本で太宰府あたりが最もその典型的なものであるのです。こういうところには、制度はどうであつても、法の規定はどうであつても、相当文化財保護当局が配慮をして財政的な援助を多くしてやる必要があると思ふし、そうしてもう一つ、この太宰府の問題では、何かこの近辺に西鉄不動産の計画があるように何つておるのですが、そういう点は当局ではお知りないのですか。

○村山政府委員 西鉄不動産による団地造成の計画は、私も指定しようとしておる地域の中や西側にあるようでごさいます。指定地には直接かかつておりません。

○小林委員 しかし、この西鉄不動産が宅地造成をしようとするのは、その背景になるというふうな私どもは聞いておるのですが、私は現地は知り

ません。実際に文教委員会でもって、例の彫刻が
たくさんありますね、あれが一時一つの寺か何か
のところに全部押し込められておつて、そうして
そのまわりに民家があつて、もしも民家から火事
でも出れば、大事な木像が全部やられてしまふと
いうふうな、そういう危険を感じて調査をしたこ
とがあるのですよ。調査をわれわれがしたためな
のか、あるいは文化財保護委員会からそういうふ
うに仕向けられたのか知りませんが、今度相当こ
れを整備をされて、いまはそういう危険もなくな
り、りっぱに保存をされるようになったわけだ
が、問題は、観世音ですか、それから太宰府の学
校あと、こういうようなものを中心とした環境整
備を考えていかなければならないわけで、先ほど
屋根がわらの問題が事務局長さんからお話があつ
たのですが、けばけばしいものを使わないような、
そういう配慮をされるというのですが、一番問題
になってくるのは、地元では、西鉄不動産が背景に
なるようなところにいわゆる宅地造成をしよう
という計画がある。それが強く働いているため
に、なかなか史跡指定地の公示がされないとい
うわきも、新聞等には書かれておるわけなん
です。私は決してその点は信じません。あくまでも
文化財保護委員会を信じますが、そんな疑惑を持
たれないように、せっかくの史跡を保存してい
たきたく、お願いを申し上げます。たいへん長
くなりますから、こまかい点は、またいずれ時間
をいただきますことにいたします。

もう一つ、それはさつき道路局長にお伺いし
ました藤原宮の問題ですが、たまたまこはいい
らうというところで国道百六十五号線をつくら
うとしたら、埋蔵文化財に出会つたというふうな
ことでいま問題になっているわけですね。いま建設
省のほうでも言つておられますように、必ずしも最
初のルートを取行しようとは考えておられぬ、これ
から文化財のほうの調査の結果によつて、相談の
上で、あるいは迂回をしても差しつかえないとい
うような答弁までもらつておるわけなんです
そこで私は、この際ひとつお伺いしたいのです

が、木簡がたくさんに出ておる。一体その木簡と
いうのは、どういう文化財としての意味があり、
価値があるのか、ひとつここでお説を承りたいと
思うのですが……

○村山政府委員 藤原宮跡の問題であります、
藤原宮跡に百六十五号線の路線を建設するに際
市が考えました時点におきましては、実はその地
域は史跡の指定地外であつたわけであり、藤原
宮跡は戦前に調査が行なわれまして、大極殿あ
とが確認されて、それをめぐむ地域が特別史跡に
なつております。で、その北側の指定地外に道路
の路線を計画しまして、そういうことであつた
から、関係者としては、まあいいだろうと思つた
のではないかと思います。道路をつくることにな
りまして調査を始めた。その調査は最近でござ
いますので、すでに平城宮跡の調査の実績がござ
いますので、大極殿の北側には内裏があるとい
うのは大體常識的にわかつておりますし、そうい
う目算のもとに調査を始めたところが、遺構
あるいはいま御指摘の木簡類が多数検出されまし
て、これはもう内裏あとにはば間違ひがないとい
うことが確認されたわけであり、

木簡の価値でありますけれども、これは奈良時
代のことでありますので、まだ紙なども潤沢でな
かつたので、簡単な記録など、紙に書くかわりに
木の切片、これも割り木のような木であります
が、これに墨書しまして、要するに紙のメモのかわ
りに木を使ったというふうなものであります。そ
こで、記載されている事項はたいへん種々雑多で
あります、中には地方から荷物を送つた荷札み
たいなものから、何か覚え書き、いまでいうメモ
式なものまで種々あります。これを判読すること
によつて、当時の文獻的な意味があるわけであり
ます。個々の一片というよりは、それだけの木簡
をできるだけ集めて全体的に検索すると、藤原宮
が存続したころの政治、経済、生活といったよう
なものの何がしかのものがつかめる。当時の様子
がわかる貴重な資料ということで、その価値が重
要視されておるわけであり、

○小林委員 新聞等でもそういう説が非常にた
ねに書かれてありまして、一般の関心が非常に
高まつておるところなんです。ことに、三代十六
年間はありまして、日本書紀にもあるし、続
日本紀ですか、これにもいろいろな点を書いてあ
る。そういうものが裏づけられるわけであつて、
ことに律令体制で政治が行なわれたということ
は、非常に重大な時代だと思つておる。そのもの
がいまのようなものを通して見ることができると
すれば、これは非常に大事な点だと思つておる。
すでに奈良の文化財研究所では内裏があるとい
うことを前から言つていたように私は聞いておつた
のですが、文化財としては、それは認めておらな
かつたのですか。

○村山政府委員 奈良時代の宮あとの調査研究と
しては、平城宮跡の調査研究が行なわれましたの
で、藤原宮は平城宮に先立つ十六年間の都であ
り、同じく唐の長安を模して建てられたというこ
とになつておりますので、藤原宮の機構、建物配
置もほぼ平城の例で類推され得るものというこ
と、学者間では常識的なことでございますので、
平城の調査が進捗いたしました最近の段階では、
藤原宮跡も大極殿の北には内裏があるということ
は、関係者の間では、調査を待つまでもなく、大體
そのような推定が常識的に信ぜられておつたこと
は事実でございます。

○小林委員 そういう点が、手がないというの
か、あるいは金がないというのか、そういう研究
がなされておつたにもかかわらず、道路が敷かれ
そうになつた。しかし、手をつけてみて初めて内
裏のあつたことが確認され、重要な遺跡が出てき
た、こういう点の経過を考えると、何かさびしい
ものがあるのです。文化財保護委員会によりに
ならぬじゃないかというふうな一つのさびしさも
感ずるわけですが、そこまで私は突き詰めて考え
ないにしても、お願いしたいのは、新聞等に出て
おります図面を見ますと、内裏の下の方に池が
あるのです。大極殿との間に池があるのです
が、これは平城宮跡をいろいろ問題にしたとき

も、池とかあるいは井戸とかいうものが、一番こ
うした木簡とかあるいは当時使つたとかい
うふうな日常生活に使われたものが発見される重
大な要素を持つておる。今度はわずかに三十センチ
ぐらいの地下から発見されたというものは、これ
は何か排水溝とかいうふうなものから発見され
たと思つておる。特にこの池があるという点は、私
は非常に重大だと思つておる。ほかの平たんな地
面に残るものは、そうしたいしたものはいくらも
が、井戸あるいは堀の中にはわりあい完全なもの
が残るのじゃないか。あの平城宮跡をわれわれが
審議をするときに、文化財ではあの正方形のまん
中、三分の一を国有地として主張しておつたわけ
です。ところが、この委員会では、これは全部買
うべきである、ことに近鉄の車庫をつくるという
ところがちょうどその池の近所に当たつたわけで、
大問題として反対をし、全部を国有にせよとい
う場合に、東のほうの半分ですか三分の一ですか、
そこにたまたま池があることがやはり古い遺物に
よつてわかつたわけ。そういう点を論議をし
て、学者等の意見を聞いたことから、あれを全部国
有地にすることになつたわけですが、この内裏
は、そういう意味からしても、国がどんな犠牲を
払つても確保をしなければいけない。したがつ
て、この際あそこを、どんなに大事な道路である
か知りませんが、迂回をしてみようという文化財
としては確保をしてほしい。いま建設省でも聞
きのとおりの答弁をしておるわけなんです、大
體文化財が、何か私は、文化財保護委員会以外の
人たちに信じられないものは、そう言つても文化
財が何となくこれはもう発掘さへ済めばいいだろ
うという判断をしてくれるのじゃないかとい
うふうな、疑つちや悪いのですが、安心感の中
でもって、重要であれば迂回をしますというふう
なことを言われるのじゃないかと思つておる。ど
うかそういう言に惑わされず、文化財保護委員
会は、この問題についてしっかり取組んでいた
きたいと思つておる。その点、委員長さんのほ
うから、いまのような表現のしかたでなくて、き

わめてわかりいのお話でお願いしたいと思うので
す。

○福田説明員 藤原宮跡の問題は、遺跡につきま
しても非常に重要な場所であると文化財保護委員
会当局としても考えておりますので、これから先
もできる限り調査ということに専念いたしまし
て、また先ほど来建設省当局が申し出ております
うに、関係省庁とも十分相談をいたしまして、で
きるだけ遺跡の保存ということについて万全を期
したいと思っております。

○小林委員 大体委員長がそういうお考えであれ
ば、事務局長さんやってくれるとは思いますが、
が、できるだけというふうなことでなくて、いま
もう、これは国論にもひとしいわけですから、平
城宮跡を守って、そこを放棄するということが
あつてはたいへんだと思うんですよ。

そうしてもう一つ大事なことは、平城宮跡の東
一坊の道路、あそこ道路をつくって、東一坊です
か、あの道路が発見されたわけですが、した
がってまだ平城宮跡は東のほうに出っぱつたところ
があるという判断が最近なされておりますが、
これに対してはどういうお考えをしておりますか。

○村山政府委員 御指摘のように、平城宮跡の東
側に国道二十四号線のバイパスをつくりたいとい
う話がありまして、バイパス予定路線の発掘調査を
やりましたところが、従来信ぜられておりましたよ
うに、東一坊大路は平城宮跡の東側を南から北ま
で貫通しておらず、南からある程度上がったところ
で門があつて、元一坊大路と信ぜられた道路の上
に建物の遺構があつたり、あるいは井戸が検出
されたりして、東一坊大路は平城宮創建後何らか
の事情で道路以外に転用された疑いがあるという
ことがわかりました。その後さらに東側に調査を
進めてまいりましたところが、南向きの門が検出
されまして南向きの門があるというところは北側が
宮の宮域だということでありまして、そういうこ
とで平城宮跡は東側の、従来築地と信ぜられたと
ころを越えて東側に延びているということが、ほ
ぼ調査担当者の間では間違いない推定というぐ
う

あいになってまいりました。ただ、それがどこま
でという状況で延びておるかにつきましては、
現在そこまでの計画がございせんものではつきり
わかりませんが、東側にずっと参りますと法華寺
があるわけですから、それを越えることはよもあ
るまいと思ひますけれども、平城宮跡から法華寺
までの間に延びておるだけの程度にまで平城宮跡
が延びておるのではないかとこの程度に、現在まで
発掘調査の結果引き出された結論でございます。

○小林委員 だから、文化財保護委員会としては
これをどうするかということが私も聞きたいとい
ころなんです。私もあそこを調査したとき
に、まだ三分の一が確保されておったときなん
ですが、地元の農民の人たちは、大事な土地を提
供するのだから相当犠牲を払っているんですね。
しかし、古都を守るといふ点で気持ちよく協力を
されておりましたが、たゞ一つ、こういうことを
言つておりました。文化財保護委員会は買ひ上げ
たは買ひ上げたけれども、放置しておるために、も
う草むらになってしまつて害虫の害になつた。だ
から周辺でもって耕作をしてこの文化財が保護さ
れるために、害虫で非常に迷惑を受ける、あるいは
へビの巣になつておるといふような苦情は聞きま
した。しかし、そういう苦情は言ひながら、自分
たちの耕地を奪われても古都を守るといふ点で
地元の人たちは協力しておるし、あのときの知
事、いまもつてずっと継続してやつておるわけな
んですが、知事をはじめ、全く県民こそつてこの
古都を守ることに専念しておられるわけなんです。
せつかく全部が確保されましたが、新しく発
見されたところがいまのように重要な意味を持
つならば、私は、満足な形でもって法華寺まで確
保するといふことはこの際やめていただきたいと
思ふのです。金はかかるでしょうが、やつていた
だきたいと思ふのですが、これに対するお考えは
どうです。

○村山政府委員 平城宮跡が東に延びておるの
はほぼ事実であります。どの程度に延びておるの
の確認は相当時間がかかりますし、現段階で指定

地を拡大するという計画は持っておりません。

○小林委員 拡張する御意図はない。しかし、ど
んな事跡が出ておる御意図はないというので
すか。これから調査をして、その調査の結果がど
うであつてもこれ以上拡張はしない、こういう御
意思ですか。

○村山政府委員 絶対に指定をしないといふこと
はもちろんです。調査に相当の時間を要しますし、調
査の結果出てくる実態は種々さまざまでありま
しょうし、また東側ということになりますと、現
在の指定地内と違ひまして、いろいろ所有権の関
係あるいは居住の関係なども錯綜しておりますの
で、相当検討いたしませんと、どうするといふ前
向きは具体的なものが出来てまいらないという意
味合ひにおきまして、現段階では指定するつもりが
ない。将来どうなるかにつきましては、調査と客
観情勢によつて判断すべき問題だと思つておりま
す。

○小林委員 もう質問を終わらうと思つたら
いままでは非常に気持ちよかつたんですが、と
たんにがっかりしちゃつたのです。事務局長さ
ん、そんな意思では、前向きな仕事は私はできな
いと思ふのです。する意思がないなんて最初か
らきめてしまつて、ほんとうに文化財を守るこ
とにできないと思ふのです。まだ埋没されておる、調
査したら重要なものが出てきて、これを確保する
ことによつて完全な平城宮跡が保持できるという
判断があるかもしれない。そういうふうな予想の中
で常に文化財保護に当たつていくのが、私は文化
財保護委員会の仕事であり、事務局長の一番の責
任じゃないかと思ふのです。初めからもう意思は
ないなんて、調査しない先からそんなこと言つて
しまふようじゃ、これは学者もおこりますよ。考
古学者なんか、協力を一生懸命しておる人たちが
全くがっかりしてしまふ。一体文化財を保護する
のに、あなたたちだけでやつておられますか。ほん
とうに日本の文化、民族文化といふものを守るた
めに、一つの希望を持って、報酬もなしに動いて

おる人たちが、日本じゅうにどれくらいあるかわ
からぬわけですよ。そういう人たちは、何がある
かわからぬという中でも常に動いておるわけ
です。ところが、文化財保護委員会の事務局長が、
これほど世間が騒いでおるときに、私はもうこれ
を確保する意思はないなんという断定的な、そう
いう気持ちを出されて、これはもう保護するとい
うような、そういう気持ちがなくなつてしまふわ
けですよ。いまあるものを保護するのは当然で
す。しかし、まだ未発見のものを発見して保護す
る、そういう意欲を持たなければならぬと私は
思ふのです。そういうものがなくなつて、いまのよ
うなことを出されたら、これはほんとうに日本
の文化を守る役所であるかどうか疑わしくなるわ
けです。どうですか、委員長。

○福田説明員 私、隣で聞いておりましたが、現
段階においては指定を拡張したり、あるいは何と申
しますか、買収を広げるといふ断定には到達して
ない。事務局長は申し出ておられます。これは事務局
長が非常に正確に、事務的に申しておるわけであ
りまして、現在一坊大路のまん中から法華寺に向
かつての地点の調査は、私も緊急にやりたいの
であります。ところが、水田にはすでに作付があ
るし、調査ということについてなかなかその近辺
の方々の同意を得にくい。私も非常に焦慮して
おる段階です。いま事務局長のことは、そ
ういふ焦慮の気持ちがあらわれておるのではない
か。ものをほつきりつかまなければ指定の案も立
てにくいし、あるいは大蔵省に対して買ひ上げと
いうことの説明もしにくい。とにかく現在のものを
つかみたいという焦慮のうちにあるという気持ちが、
ただいまの事務局長のことばになつてあらわれた
ものと御了承願ひます。

○小林委員 焦慮のうちに意見を出す、それは私
もよくわかります。わかりますが、たとえそこ
に住宅地ができておつても、しかし、調査した結
果として重要なものが出てきた場合には、私は、ど
んな犠牲を払つてもここを確保したいといふのが
一般国民に好感を持たれるわけであつて、いまの

ところ、調査は全部完了しておらないうちに、その意思はないというような、気持ちにはわかったにしても、何か消極的な意味が感ぜられるわけですね。それは大蔵省でさっき言っているでしょう。何も遠慮することはないわけです。大蔵省だって協力すると言っているわけですから。まして何かに投資するといえ、何兆円という金を出す日本です。その日本の過去を知り、これからの日本の将来をつくっていく大事な文化財を守っていくために、二十億や三十億の金は何ですか。それくらいの大きな気持ちを持っていただかぬといかぬ。まず委員長さん、そういう気持ちでもって事務局長さんを激励してやっていただくようにお願いして、私の質問を終わります。

○長谷川(正)委員 ちょっと関連して。いまの最後の問題、そこに私もひっかかったのです。私もたびたび御質問申し上げたのですが、法華寺に光明皇后ですか、お住まいになっておられて、行き来があつてだんだん東へ平城宮が発展していったのではないか。思い切つて法華寺のところまで大々的に調査をやつて、そこで買収するくらいの計画をぜひ立てたほうがいいと思うのです。ただ、私がいま立ちましたのは、この経過でしつぱし明らかになつてゐるうちに、東一坊大路にバイパスを通すというところで幾つかの案があつて、むしろ当初は、事務局長から答弁があつたように、ここには昔確かに貫通した道路があつたので、往時の平城宮を復活するような形になるからよろしいじゃないかというので、進んで保護委員会のほうで献策をしてそこへ道路を持ってきたといういきさつがある。ところが、実際に掘つてみると、どうもこれはぐあいが悪かつたということになつてきたけれども、これは役所と役所同士のそういう関係、どうも役所の関係は動かしがたいものになる悪いせがあるのではないか。しかし、小林先生がある言われたように、これはまことに重大な、日本の文化でも最も典型的な一つの重要な遺跡です。これは飛鳥宮、藤原宮、平城宮という三つの時代にわたるもので、これは完全保存するとい

うような計画をぜひ立てるべきだ。思い切つてバイパスを通すという行き方がかりを捨てて、自衛隊のあるほうにぐつと移動したらどうかと思うのです。そのくらいの気がまあでひとつこれはもう一べん再検討をしていただいて、調査についても、まず手始めに——いま何か調査の計画すらあまりないようですが、時期は、もちろん田植の時期とか収穫の時期とかあると思いますが、どうしても秋から冬にかけてになると思いますが、どうも、ぜひ大々的な調査をやつて、そして事実が明らかになれば新たな構想のもとに進めるということが必要ではないかと思ひます。その点について強く御要望を申し上げると同時に、もう一べん御決意を承りたいと思ひます。

○稲田説明員 繰り返して申し上げますように、この平城趾の重要性から見まして、平城宮趾として従来考へておりました点及びその周辺における埋蔵文化財及び史跡の維持につきましては、私どもは、非常に重要な問題として取り組む考へております。

○床次委員長 本問題に関連しまして質疑の通告がありまますので、この際、これを許します。吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 ちょっと簡単に伺つてみたいのですが、コウノトリの保護の問題であります。御承知のとおり、兵庫県の但馬豊岡市の周辺に七羽のコウノトリが住んでおりました。これは昭和三十七年に特別天然記念物に指定されたようでありまます。これは兵庫県の前の知事の坂本というのが信念的にこれの保護に当たりまして「言うならば、全果的な支援のもとに保護に当たつてきたという歴史を持つておるのでございます。

そこで、最近この四月から五月に産卵いたしました四つの卵をふ卵器に入れてふ化をはかりました。発育がとまつてしまつたので非常に驚きまして、善後策はどうかということにつきましても教育委員会等いろいろな方面から検討を続けておりますが、どうしてこれを保護し、もしくは繁殖せしめたいかということについて、特に保護委

員会の方で特段の御協力をいただきたい、こういうのが大体の県民の要望でございます。そこで、この問題に対する考え方といつたしましては、いろいろあると思うのですが、一つはえさの問題もあるらしいのです。えさにつきましては、昔はドジョウとかフナとかやつておつたようでありますけれども、鯨とかあるいは羊の肉がいいのではないだろうか。これはヨーロッパで実現しつつあるようで、成功しておるようであります。

それからもう一つは、特殊鳥類の生物学的な、栄養的な、技術的な、そういうような方面の専門家にみっちり取り組んでもらう必要があるのではないか、こういうふうに言つておりますので、これについても、もちろん財政的な補助の点についても特段の配慮が必要と存じますけれども、そういう方向に持つていかねばならないのではないかと。あるいはこれは、産卵したものがこのまま繁殖に通じないということになれば死滅してしまひますから、この間ある小学校で、なくなつてしまひはしないかという新聞記事が出て、少女たちが先生に、コウノトリをひとつ生かして保存しようという方法はありませんかと言つて訴へたといふことが、地方の記事に載つたようなことも実はあるのです。それはど県民全体の関心事ですが、そこで具体的に、全国的にどういった人がこれらの問題の専門家であるか、あるいはまた、方法はいろいろすべしいろいろか、技術的に、生物学的にこれに協力、指導するのはどうしたらいいだろうか、こういう辺がどうも集約した問題点らしいのでありま

すが、これについて何かありましたら、ひとつ御意見を伺いたいと思ひます。

○村山政府委員 兵庫県のコウノトリは、御指摘のようにだんだん減つてまいりまして、現在は野生のものが四羽とそれから捕獲してフライングケージに入れて飼育しておるものが三羽、計七羽になっております。最近までは但馬にももう少しおりましたけれども、それから福井県のほうとか、あるいは熊本県の水前寺動物園の人工飼育下にあつたものもいなくなつて、現在はいま申し上げ

げた七羽になっております。生物の種属の個体が非常に減少してきますと、個体の生殖能力も減退するのだらうでございます。そこでいろいろ苦慮しておつたわけでありますが、実は捕獲する以前、昨年野生の状態で卵を生んだのを確認しまして、そのふ化を待つておりましたけれども、ふ化したしませんでした。調べてみたら、これは無精卵であつたということがわかりました。

それから、えさの問題もありまして、昨年の段階で、これは野生のままに置いておいたのでは繁殖がむずかしいという判断をいたしまして、昨年の秋からことしの冬にかけてまして、捕獲いたしまして二つがいとらえたわけでありまます。そのうち一羽が死にまして現在三羽になつておるわけでございますが、この捕獲したものを含めまして、コウノトリに対しては、御指摘のようにえさが問題である。ドジョウなどには農薬による中毒のおそれもあるといふことで、中毒のおそれのないえさを与える、栄養的にも管理するといふことでやつてまいりました。さらに、御指摘のように、外国では生きえによらない飼料飼料で、たいへん栄養的にもよくふられたものがあるといふことを、たとへば前の上野動物園長の古賀先生などから承つて、実はスイスからえさの処方など取り寄せてみたりいたしましたけれども、何せ経験がないものですからなかなかうまくいきません、その後もうふを重ねております。ことし捕獲したものが卵を生みましたのでたいへん期待しておりましたけれども、やはりふ化するに至りませんでした。これは抱卵の初期において何か冷えるとかなんとか、ふ化が継続しないような状況になつて、ふ化しなかつたといふぐあいに言われておりますが、とにかくふ化いたしません。ただ、幸いなことに、こ

とし生んだ卵は有精卵で、ある程度発育したといふことが確認されましたので、私どもはあきらめずに人工飼育下において栄養その他を管理して、えさなどもよくふうして、さらに卵が生まれば人工ふ化など、もう少し力を期したいと思つております。

りまます。

そこで問題の、そういうことを適切に指導してくれる専門家が、そういう問題であります。この人にたよればよいという専門家が遺憾ならいられないようでありませうけれども、先ほど申し上げた古賀さんですか、山階鳥類研究所の山階さんですか、そういう鳥類学者の御協力と指導を仰いで、できるだけのことやっております。

蛇足でありますけれども、同じく特別天然記念物の新潟県の佐渡のトキにつきましては、同じような状態で人工飼育をやっております。これはコウノトリよりも少し活発なようでございませう。鳥の種類の違いと場所の違いで一概にはいえないかと思ひますけれども、トキとコウノトリ、これはアホウドリと並んで日本が世界にある意味で責任を持っております。天然記念物でありますから、この繁殖、保存についてはさらに努力いたしたいと思ひます。ただ、るる御説明しましたように、なかなか明るい希望が持て得ない状態というのを率直に申し上げなければならぬわけでありませうけれども、なお絶望することなく努力いたしたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 いまの、前の上野動物園長の古賀さん、こういって方に、直接ひとつ問題と取り組んで調査、研究、対策方法を発見してもらおうという努力をしてもらうてはどうだろうか。これは教育委員会の人らにも直接いろいろ聞いてみたんですが、そういうことでもするのではないかと。ほかの方面にたよっては結局手がないのではないかと。時宜を失するわけにもいかぬし、こういつたふ化しないで卵の発育がとまったという状態が二、三カ月前にあったあとですから、できるだけ早い機会に、そういう専門家を目されるような人の直接指導を受けることを一ぺんやってみたらどうだろうか、こういう意向が大勢なのであります。でありますので、その点について、いまの山階さんなども非常な権威者と聞いておりますが、そういう方にも現地にへ行って指導を願う、こういうことを委嘱されてはどうか、こういうふうに思

います。この点はどうぞいましてよろしくね。
○村山政府委員 山階先生、古賀先生には一般的なお願いもいたしておりますし、それから古賀先生は、現地に御調査願つたように私承知しております。さらに、コウノトリをもつぱらお世話願つた方というお話でございますが、なかなかお忙しい方でありませうので、そういうことがお願いできますかどうか、私のほうからも接触はいたしたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 終わります。

○床次委員長 社会教育に関する件について調査を進めます。
青少年不良化防止問題等について質疑の通告がありますので、これを許します。山田太郎君。

○山田(太)委員 非常に古い話から鳥の話、それから現実立ち返つたような話、将来の日本の問題に返つて恐縮でございますが、将米の日本を背負つて立つ青少年の教育の問題については、社会全般においても非常に心配されておる問題でございます。その点について、きょうは時間の関係もありませうので、直截的にお尋ね申し上げたいと思ひます。

まず最初に、厚生省の環境衛生局の石丸さんです。現在世上非常に問題にされておられます、原宿族とかあるいは青山族とか一般世間においておられますけれども、全国的な気風にいまなつておりますその点について、厚生省関係といたしまして、まず、現在の飲食店法とそれから風俗営業法との区別は私も承知しておりますが、東京ではスナックバーとか、あるいは大阪ではサバークラブ、このような名前前で呼ばれておるそうですが、原宿あるいは青山あるいは渋谷に例をとつてお尋ねさせていただきます。

このような文教地区とかあるいは住宅専用地区に現在許されておるスナックバー、これは飲食店法によつて許可されておるものと思ひますが、どういう状況でしょうか。

○石丸説明員 ただいま先生から御質問のございました業態につきましては、現在厚生省といたしましては、食品衛生法に基づきましてこれを許可営業にいたしておるわけでございまして、食品衛生法に基づきまして分類といたしましては、食品衛生法に基いて一応飲食店営業という形で許可をいたしておるわけでございまして、食品衛生法に基づきまして許可の取り扱いにつきましては、食品衛生法に基づきまして食品衛生法第二十条によりまして、このような業態に對しまして都道府県知事は、公衆衛生の見地から必要な施設の基準を定めなければならぬ、こういうふうになっておるわけでございまして、衛生上そこでの取り扱います飲食物による危害が発生しないような施設の基準を要求しておるわけでございまして、さらに、同法の第二十一条によりますと、このように定められた基準に合致する場合には許可をしなければならぬ、こういうふうな取り扱ひになつておるわけでございまして、したがひまして、このような営業につきましては食品衛生法に基づきまして飲食店営業の許可をとらしておる、このような状態でございます。

○山田(太)委員 いまの御回答の中には出てきませんでしたが、ではもう一歩突っ込んで、飲食店の営業法と、これは違つてもいいかもしれませんが、それから風俗営業の場合と違つておる点はどういうところでしょうか、二、三あげてみてくださいます。

○石丸説明員 これは風俗営業等取締法と、それからわれわれのは食品衛生法との間の問題でございますが、施設を設けて客に飲食をさせる営業を食品衛生法では飲食店営業として一括取り扱つておるわけでございまして、その中におきまして営業の形態によりまして分類は、食品衛生法の立場では分類が行なわれておらないわけでございまして、この食品衛生法に基づきまして許可されました飲食店営業の中で、この風俗営業等取締法によりましてさらに風俗営業に該当するもの、そうでないものとが分類されておるようには、私、理解いたしております。

○山田(太)委員 そうばかさないで、もっとはっきり言うてください。風俗営業法ではやってもいいけれども、飲食店の場合にはやっちゃいけないのだ、こういうものがあるはずですよ。たとえば酒の問題あるいは食事を主とする問題とか、そういうふうな問題があるはずですよ。それをはっきり言うてください。

○今竹政府委員 私からかわりましてお答えいたします。
飲食店の規制は、いわゆる飲食店の衛生関係の規制でございます。こういう面から規制をいたしておるわけでございまして、風俗営業法のほうは、それにかぶせまして風俗的見地から、一つは風俗営業といたしまして、たとえばキャバレーであるとかあるいはカフェであるとかいうようなものにつきましましては、飲食店であると同時に風俗営業法の風俗営業であるというふうな把握をいたしまして、これについて風俗上必要な取り締まり、規制を加えておるわけでございまして、そのほかに風俗営業ではございせんが、普通の飲食店の深夜における営業というのを、また別に風俗営業法の四条の二でとらえまして、たとえば深夜喫茶であるとかあるいは深夜酒場であるとかいうような形で規制いたしております。

○山田(太)委員 石丸さんにもう一度伺ひますが、では、そのような飲食店にしてもあるいは風俗営業の店にしても、許可は同じなんですか。

○石丸説明員 食品衛生法によりまして許可は、酒食を供するもの、それから酒類を供するものが飲食店になりまして、主として茶菓を供するものが喫茶店、この二種類になつておるわけで、この中におきます営業の形態による区別はございませ

○山田(太)委員 では、許可は同じ形態で行なわれるのだと解釈してよろしいのですか。

○石丸説明員 さうでございます。

みます。」「もうがまんできない原宿族、地域の生活環境はみんなで守りましょう。」いま東京の原宿のことを言いよりまずけれども、これはやはり交通の問題で、御承知でしょうけれども京都の宝池がある、あるいは大阪にもたくさんありま

す。ただ、問題点をしぼったほうが話がわかりやすいから、いましぼって話をしようのです。だから現実の状況は、飲食店の許可でありながら、しかも表札なんかもかけないで、レストランとさえもかけてないところもあります。いま局長さんが言われたような軒数は、それは違いますよ。私が歩いてみただけでも軒数が違います。もぐりがあるのかも知れません。許可を得ておるのですかと私どもは聞く権利がないですから。だけれども、現実においては門札さえもかけないで、レストランとさえもかけないで、何を売るかさえもかけないで、そして入り口が一メートルくらいの四角で、中へ入ったらちゃんとかつを脱がす、じゅうたんの敷いてある。知っていますか。そうしてその中で飲食店で許可をもらってある。食事を供するものが主体であって、酒は従たるものだ。その従たるものがもうほとんどなくなってしまっている。そういう状況を目の前にしたときに、環境が非常に青少年の教育を、将来社会のためによりつばに戦える青少年が全部不純になっていきよさというようにはだんまりいもいたしました。だから、その状況を局長が知っているならば、知らないなら知らないで返事をしてください。知っているなら知っている、このようないことが行なわれているというところを明言してもらいたいと思います。

○今竹政府委員 先ほども申しましたように、また御指摘のとおり、風俗営業法の違反の事実、無許可で風俗営業を営んでおると考えられるようなもの、あるいはまた、酒場の時間外営業違反と考へられるようなもの、あるいはまた御指摘のように、深夜飲食店ではあるけれども、その順守すべき照度違反であるとか、あるいは楽器の使用の問題であるとかいうようなことがかなり行なわれていることはよく承知いたしております。また警察としても、これについて取り締まりを加えておるところでございます。今後とも取り締まりを励行してまいりたい、かように考えております。

○山田(太)委員 私が先ほど申し上げたことは、まだ遠慮して申し上げている程度です。私が先ほど申し上げたよりもっとひどい状況であるということは、御承知でしょう。かどうでしょうか、その返事を聞かせてください。

○今竹政府委員 先生の御質問に直接お答えできるかどうかわかりませんが、何度も繰り返しますように、風俗営業法に規定する規則に違反するようない事実が行なわれているということでございます。そので、違法の行為というところで、それは当然取り締まるべき行為でございますので相当のものである、かように考えております。

○山田(太)委員 どうも局長さん、ぼやかしておるようで、それ以上答えられない立場かもしれないが、では、ことしに入ってから、そのような青少年を悪のほうへ導いていく飲食店の違法行為、これについて、その場所を提供する営業主にしろあるいは営業店にしろ、このほうの問題も非常に——これは悪の中の悪です。これに対しての取り締まりはことしに入ってからどのように行なわれ、現在停止を行なったとか、あるいは許可を取り消したとか、そこまでやった例がこの原宿あるいは青山においてありやなしをお聞きしたいと思います。

○今竹政府委員 本年になりまして、この青山地区及び原宿地区で、深夜飲食店及びその他の風俗営業すべてを含みますが、これで九十九件の取り締まりをいたしております。そのうち深夜飲食店につきましては、先ほど申しましたように二十軒の店、これは件数でございます。店でございます。こういうものについて取り締まりをいたしております。なお、これに対して十四件行政処分を行なった、こういう状況でございます。

○山田(太)委員 聞いたことはそのまま落とさないで答えていただきたいと思えますね。何も局長さんを責める目的で言っているわけじゃないですから。やはり青少年をよくしていきたいという願意で言うておるわけですから、どうかその点は安心して答えていただきたいと思えます。ことしに入

入ってから何回取り締まりを行なって、そうしてその結果の状況を聞いたわけですか。何件とかあるいは何軒といった意味じゃないのです。直截に何回取り締まりしておりますから、直截に答えていただきたいと思えます。

○今竹政府委員 本年の五月二十日から六月二十五日までの間、原宿地区につきましては八回、青山地区については六回一斉手入れをいたしております。

○山田(太)委員 もう一つ答えが落ちていきますが、そうして、その営業主に対してどのような制裁を加えたか、あるいはそのときには立ち入り検査までやっておりますかどうか、それも今度は追加します。それを一緒に答えてください。

○今竹政府委員 そういふ、いま申し上げたような一斉取り締まりをいたしまして、原宿地区の業者十三軒、青山地区の深夜飲食店業者七軒、これにつきまして照度違反である、あるいは営業所内でダンスを行なっているという、風俗営業法違反の行為でこれを取り締まっております。

○山田(太)委員 どうもはつきり答えていただけないようですね。では、行政処分まで持っていた店はどのくらいありますか。

○今竹政府委員 いま申し上げました件数は、実はことしの五月から六月までの、ごく最近の取り締まりの状況を申ししたので、その中でまず行政処分まで持っていくというところは時期的に間に合わないわけでございますが、昭和四十一年のこととて、むしろ答弁させていただきますほうがいいと思えますが、原宿地区について十七軒の業者に行政処分をいたしております。

○山田(太)委員 許可の取り消しの申請とか始末書程度の軽いものならば、これはたくさんあるでしょうけれども、あるいは五日や一週間の停止、それくらい軽い程度ならば、これはあるかもしれません。それが回数には調べておりますが、この許可停止の申請は、監督の所轄署長が申請するようになつておりますかどうか。そうして、所轄の署長が申請するようになっておるならば、こ

の原宿署から申請された件数、しかもその処分の内容と、分けて話していただきたいと思えます。わからなければしょうがありません、日を改めてけつこうですが、わかればここで回答していただきたいと思えます。

○今竹政府委員 ただいまの十七軒のうち、原宿署で取り締まりましたものが十二軒、本部で取り締まりましたものが五軒でございます。

行政処分の内容につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんが、御承知のとおり深夜飲食店につきましては、営業の許可が衛生部局にございますので、風俗営業等取締法によります処分は、六カ月以下の営業停止だけ、こういうことになっております。

○山田(太)委員 では、許可の取り消しまでいった件数はゼロと解釈いたします。いいですね。その上で申し上げたいのですが、いまの現状のまま続けておつていいと判断なさいますか、あるいは、これはどのように対策を講じなければならぬと判断いたされませんか、この点が一つ、時間がありませんか。これはいって言いますが、付近の住民の方々の被害状況——国民を守る立場から、住民の保安の立場から、安全の立場から、これは警察当局に責任があり、義務があると思えます。この付近の住民の方々の被害状況調査、そういうことをしたことがあるかどうか、この二点について答えていただきたいと思えます。

○今竹政府委員 付近の住民の方々のこういう事情につきましては、警察としては承知いたしております。ただいま申し上げたような取り締まりを励行いたしております。しかし、なおこういうことが行なわれて、付近の住民の方々にいろいろと騒音その他被害がございしますので、さらに取り締まりを励行いたしまして、いろいろの法令によりまして、きめ細かく取り締まりによつてこの事態を解決いたしてまいりたい、かように存じておるところでございます。

○山田(太)委員 抽象的なお返事なんです、私が調査した範囲では百十世帯——百十世帯ですか

ら、当然、付近の住民の世帯の被害状況の全部ではありませんが、そのうち八五%、九十世帯は全部被害を訴えております。御存じないかもしれませんが、せんからつけ足します。そうして、中には眠れないで、舶来品の耳にせんをする道具を買って、一家じゅうで耳にせんをして寝ておる。それでさえも、まだ朝方——四時あるいは三時まで騒音と嬌声と喚声と、そしてかき鳴らす楽器の音に、あるいは爆音に安心して眠れないことを訴えている人は、百十世帯の九八・八%あります。これはこのままの状況で置いていいものでしょうか。これに對して保安局長の所見をお聞きします。

○今竹政府委員 付近の住民の方が騒音の問題でいろいろと苦情を訴えておられて、警察でも昨年六十二回、そういう苦情に接しておるわけです。私ももとしましては、そういう状況でございますので、昨年も取り締まりの実施によりましてこれを終息せしめたのでございますが、今年もまた、いま行なっております取り締まりと並行いたしまして、そういうことのないようにいたしたい、かように考えております。

○山田(太)委員 どうも局長さんは政治的な答弁がおじょうずで、もつと警察の局長さんらしく端的に言うてもらいたいと思います。いままでと同じような取り締まりあるいは制限を行なっておれば、この悪の温床であるこういう店を根絶することができるとお思いでしょうか、どうでしょうか。

○今竹政府委員 私も、現在の法令の取り締まりだけでこれが必ずできるかどうかということについては、ここではっきりお答えすることはできません。しかし、現在与えられた法令によりまして取り締まりをして、そしてこの問題を解決するという方向に努力いたしまして、その努力の上で解決すればそれでよし、また解決しないということになれば、その段階におきまして、法令の不備があるのかないのかというところは検討しなければならぬと思います。現在のところでは現在の法令によりまして取り締まりを勵行したい、かように考えております。

○山田(太)委員 もうすでに、ことし最初に始まった問題じゃないわけです。過去何回か年を経たおるわけですから、現在の法令ではだめだということとは、もう歴然としておるわけです。時間的な制限を設けるとか、あるいは地域的な制限を設けるとか、スナックバー式の店が全部悪いというわけじゃありません。国道べりにあるような、当然なくてはならないような店があるのも承知しております。しかし、そうでない店が全国にたくさんふえてきております。全国的な問題であります。

焦点を原宿だけにしほって申し上げますけれども、人口が十五万、二十万の都市以上になつてきますと、ほとんど言っているほど次々にできております。そうして、これが全部悪の温床になつてきております。したがって、時間的な面から、あるいは地域的な面からそういう制限を当然やらなければいけない問題であると私は思います。局長さんはどうでしょうか。

○今竹政府委員 貴重な御意見、ありがとうございます。

実は私も、あるいはそういうことを考えなければいけないというところはいろいろ研究はいたしておりますが、やはり営業の自由との関連の問題、その他いろいろの問題がございますので、まず私どもとしては、現在の与えられた法令の執行によつてこれに對処してまいりたい。それでどうにもならないときにはなりまして、またそのときの状況によつて、いま御指摘のありましたような点についてもあるいは検討しなければならぬ、かように存じております。

○山田(太)委員 取り締まりのほうの問題は、まづ局長さんは私の意見には賛成である。これは私だけの意見じゃないと思います。きょうの文教委員会の委員の皆さんも全部心配しているんですから、また国民の多くが心配している問題ですから、このあたりでそのような本格的対策を講じていかねければ、どうにもならない問題です。ことに原宿だけが、ほかの警察署と比較したときに手ぬるい感じがするわけです。取り締まりに行つた

ところが、ほとんどなくなつてしまつたという例が何回か繰り返されているのも承知しております。これは局長さんも聞いておられると思います。が、この点に對しては十分処置してもらいたいと思います。ただ取り締まりさえすればいいと言えぬ問題ではございません。これは両方からやらなければなりません。

それで、保安局長への質問はまた最後にさせていただきます。次に、総理府青少年局の安嶋さんに伺いますが、いま青年の船、これは新聞等でもやかましく取り上げられておる問題ですが、先ほど申し上げた青少年の、ことにまずまずふえてくる不良化の問題について、局長さんは全国的な規模で状況を把握しておられるかどうか、教えてください。

○安嶋政府委員 御承知のとおり、青少年の問題は、非常に開口の広い、奥行き深い問題でございます。ただいま非行対策の問題を中心にいろいろお尋ねがあつたわけでございますが、この青少年問題の発端は非行対策、不良化の防止でございます。私どもは、青少年問題はただ単に非行対策、不良対策に終わることなく、さらに青少年の健全育成という方向に推進すべきであるというふうに考えておるわけでございます。青年の船という構想を立てましたのも、青少年対策の一環といたしまして、青少年の健全育成という大きな趣旨からそういった構想を立てて、明年一月から三月に東南アジアにこの船を巡航させたいということ、準備を進めておるわけでございます。

○山田(太)委員 青年の船のほうの話が大きくなりましたが、聞いています主眼点は、このような青少年の不良化の問題について、総理府青少年局長さんとしてどのような対策を持っておるか、あわせて答えてください。

○安嶋政府委員 ちょっと先生の御質問を取り違えたわけでございますが、総理府青少年局長は、御承知のとおり、青少年の行政に関する基本的、総合的な施策の樹立ということと、関係行政機関の施策樹立の総合調整ということが基本でございます。

す。したがって、先ほど来御質問がございました非行対策につきましても、これは施策といったしましては警察庁あるいは法務省、厚生省だけではなく、さらに基本的に申しますならば文部省、労働省等にも関連があると思いますが、そういった広い面から非行対策の全体的な展望をいたしております。

現在まともなところまでおるものとしたしましては、これは青少年局の前身でございます中央青少年問題協議会が、昭和四十年の秋に、青少年の非行対策に関する意見具申を行なつております。これは非常に全体的な、総合的な意見具申でございます。その全体的な推進を関係省庁にお願いをする、こういうたてまえをとつております。その非行対策に對する全体的な、総合的な計画の中身につきましては、御質問があればさらに御説明を申し上げます。

○山田(太)委員 もつと具体的な問題で、どのようなことをやつてどのようにつけていく、そういう具体的な案、これは全くないわけでしょうか。

○安嶋政府委員 具体的な案は非常にたくさんあるわけでございます。これはそれぞれ個別には各省庁の施策の内容になるわけでございます。非行対策、これはいわゆる不良化対策も含めるわけでございますが、原因といたしまして、あるいはその対策の対象といたしましては、社会的な対策あるいは個体的な対策、この二つに区別できるかと思ひます。個体的な対策といたしましては、非行と精神衛生という問題、これは非常に深い関係があるわけでございます。精神衛生上からのいろいろな施策というものが、これは主として厚生省を中心に進められております。それから社会的と申し上げるよりか環境的と申し上げたほうがいいかと思ひますが、そういったような面からの対策といたしましては、家庭教育、家庭福祉の問題、一具体的施策がそれぞれありますが……。

○山田(太)委員 一つ、二つでいいから具体的に……。

○安嶋政府委員

たとえば学校における対策の問題として、二、三具体的なものを申し上げてみたいと思いますが、教師が適切な個別指導を行なえるような体制を整えるといったような施策がございす。そのためには、たとえば中学校や高等学校における教員の定数基準を引き上げるとか、あるいは学級定数を下げるといったような、あるいは中学校や高等学校において生徒指導主事、カウンセラー、そういったようなものを設置する、そういった施策がこれは職場におきましてもあるわけでございますし、あるいは地域におきましてもございすし、あるいはマスコミ、娯楽、そういった面につきましてもそれぞれ具体的な施策があるわけでありまして、そういったものの総体を私どもは非行対策というふうに考えております。

○山田(太)委員

マスコミとか娯楽とか、そういった御回答もありましたが、この青少年の方たちのスリルを追う、冒険を追う、そういったものがたくさんあるわけですね。あるいは向上心を失ってせつな主義になっておる、享楽主義になっておる、こういったものに対応して、ただ取り締まりだけをやつてそういう店をなくしたからといったって、これはまたすぐ、東京で言うならば多摩川とかあるいは成城のほうとか、そういったほうへ散らばっていくに違いありませんし、そういう問題点をかかえた青少年をどう処置していくかというすぐ目の前の問題——将来ずっと成果を期待するという問題でなしに、こういう青少年の方たちに対して、どのような具体的な対策を、取り締まり面と、またはけ口あるいは行き場所、そういうふうなものがないと、これはどうにもならぬはずで、そういう点について対策があれば教えてくだされい。

○安嶋政府委員

確かに、御指摘のとおり、青少年に健全な娯楽をすすめると思はれますが、そういう機会を多くつくってやるのがやはり一番基本的な対策であらうと思ひます。そういう意味におきまして、青少年に対するレクリエーションの正しいやり方を指導いたします。あるいはレクリエ

ーションの場所といたしまして、体育館、運動場、プール等の各種のスポーツ施設の整備でありますとか、あるいは屋外活動の施設を整備いたしますとか、あるいは青年の家でございますとか、勤労青少年ホームといったような、そういった勤労青少年の健全育成のために非常に有効な施設を整備していく、そしてそこでほんとに正しい娯楽、楽しみを与えるようにしていくことが必要である、そういうふうな施策を各省庁と協議をいたしまして進めていきたいと思ひます。

○山田(太)委員

どうもおっしゃることは非常にいいことですが、りっぱなことなんです、この悪の温床を取り締まったときに、行き場所を失ったその青少年の方々を具体的にどう、そういう方面に引っぱっていくかという点は、まだまだ協議されてない状況じゃないかと思ひます。したがって、総理府等が中心となつて関係の民間の方々と交えて、こういう青少年の方々の育成という機関、そういうものを考えられたいのではないかと、思うのでありますが、どうでしょう。

○安嶋政府委員

民間の方々も含めてというお話でございますが、総理府には現在青少年問題審議会というのがございます、これは全部民間の方で構成されている審議会でございます。そこにおきまして、ただいま青少年の健全育成施設の整備のための長期計画、総合計画の審議が行なわれております。その中身というのは、ただいま申し上げましたように、青少年の健全なレクリエーション、娯楽、スポーツ等の機会を与える、あるいは余暇の善用をする、そういう方向でその施設を利用していくということが基本になっておるわけでございます。そういった施策を、関係各省ともどもさらに積極的に推進していきたいというふうに考えております。

○山田(太)委員

どうもくつの裏から足をかくような気がしてならないのですが、青少年問題審議会があるのも承知しております。そういういま現在のものではない、端的に申し上げたわけですが、行き場を失った、いま現在の原宿族とかあるいは青山

族とか、全国にたくさんいますが、その方々をすぐ効果あらしめる対策、そういう点について伺つたわけですよ。では、いま言われたことで、いまの行き場を失った——取り締まりが激しくなれば当然行き場所を失つてしまひますよ、そうすると、こういうような方々がどのようなけ口を見つけてくるかわからない、その点を心配するわけですよ。そしてどろんな方式にやつたのではしようがないから、その点についての対策もあわせて考えておられたほうがいいのではないかと。いま現状のままでは、いまの青少年問題審議会がそのままで、いまおっしゃつたことと、そしてこの問題が解決すると思つておられますか。きれいなことを言うのではありません、解決すると思つておられるのですか、自信があるのですか、確信があるのですか。

○安嶋政府委員

私も日々ごろ考えていることでございす、この青少年問題には、これがきめ手だといったような施策はなかなか見つかりにくいわけでございます、いろいろな施策を根気強く積み上げていくということが一番大切なことであらうと思ひます。そういう観点から、先ほど来申し上げているような施策を進めているわけでございますが、原宿、青山等における青年をもし取り締まった場合に、その者を直ちにどこへいかにするかという答えにつきましては、私ただいま具体的な案が浮かんでまいりません。

○山田(太)委員

だからそれを前もって考えておいて、受け入れ態勢をつくつたほうがいいのではないかと、そういうことを申し上げたわけですが、これはこの程度にしておきます。

では、文部省の社会教育局長の木田さんにお伺ひしますが、諸外国においても、やはりこのような青少年の問題で苦勞している事例もたくさん聞いておりますが、成功しておるような外国の例は、ばくも寡聞にして知らないのですが、もし成功に近いような状況になっておるところがあったら、教えていただきたいと思ひます。

○木田政府委員

端的に申しまして、これで成功しているというような事例については、私どもも聞いておりません。この問題は、豊かな国になればなるほど、都市化の現象が進めば進むほど、どうしても片一方においてこうしたひびく現象が起るというものは、アメリカの例を見ましても、それからイギリスの見聞いたします事例を見ても、起つておることでございす。それに対する取り組み方につきましては、これはほんとうにむずかしいことではございまして、いま先生のほうからの御質問に対しては、私ども関係者、いろいろ述べますけれども、私ども自身も、どうしてそういう青年たちを少なくするかということ自体、社会教育の大きな課題として考えておりますけれども、これはほんとうに個々の末端の団体、いろいろな団体の教化活動、団体活動というものが活発になつていく、あるいは日本の場合で考えますと、家庭というものを中心にした健全な市民生活というものを盛り上げていく、こういうふうな努力をやはり続けていく以外には方法がないのじゃないかというふうなことを、苦悩しておるところでございます。

○山田(太)委員

私の調べたところでは、この青少年の方たちの七割近くが学生です。しかも親は知らない、あるいは中には女性高校生もたくさんおります。大学生や高校生が約七割以上になつております。ほかのその他の方は、埼玉県や千葉県やあるいは神奈川県からかけつけてきております。そういう状況になっております。しかし多くは、学生であるという点は御承知だと思ひます。この点について文部省として、所管は違ひはせんが、どのような対策を考えておられますか。

○木田政府委員

先ほど青少年局長からもちよつと対策の事例の中に出ておつたかと思ひますが、実は学校教育の課題といたしまして、道徳教育の推進あるいは生徒指導の強化推進というところを、初等中等教育ではかなり力を入れて措置いたしております。そして、こういう問題の多

い地区の学校を選びまして、道徳教育の指定校でありますならば、二百七十校ほどの生徒の健全な指導のための指定をしていく、あるいは生徒の指導につきましても、百数十校の緊急指定校を設けて、いろいろな指導を試みていくのでございまして、いままで出ております結果から私も聞いておりますことは、やはりそういうふうな生徒に対する指導を強化するという措置を学校の当事者がとりましたところでは、非行の数が指定をする前に比べて少なくなっているというところは、現にあるわけでありまして、したがって、先ほど安嶋局長からの答弁の中に、生徒指導のための担当教員を強化していくというように、あるいはそういう活動を端的にとっていくということが、じみではございすけれども行なわれておるわけでございます。なお、大学になりまして、これはたゞいまのようなことは別でございまして、学生に対する一般的な指導の対策ということで、それから最近起こっておりますいろいろな学生問題の事例等にもかんがみまして、学生の適正な指導をはかるための方途、これは学生の健全な集會の場を奨励するとか、あるいは学生の健全な集會の場を学内に設けていくとか、そういうふうな措置を講じておるわけでございますが、問題は、御案内のように大学がマンモス化しておるということでございまして、学生指導の面からは、いかにして個々の教官がもう少し個々の学生に緊密な人間関係を持てるようにするか、これを大学教育の一方の教育内容の問題とは別に、学生指導の問題として、大学局の担当部課を中心に進めておるところでございます。

○山田(太)委員 もうあとわずかで終わらしていただきますが、現実においては、原宿族の場合は範囲が広がっただけで数はふえております。そういうもうぐりとまでは言えませんが、そこまで調査していませんから、だけれども、場所是非常に広がっていつております。そうしてマンションの地階やあるいは一階、あるいはその中にたくさんと散らばっていつております。区域から言うたら何

倍かになっております。そうして人数も非常に大きくなっております。しかも道徳教育を受けた青年です。だから、うのみにするわけにいきません、いまの御返事は、この点を知っておいてもらいたいと思う。自己満足におちいつてしまっています。あとはお聞きしませんけれども、これは間違ひです。

それから原宿の署からの報告も、去年よりはよくなっているような報告が行つておるやに聞いております。これは警察庁の局長さんに、現実をほんとうに把握しないで報告が行つておるやに聞いております。去年よりもよくなつておるやに、これも現実、もしそのような報告が行つておるとするならば、これも間違ひです。

そこで最後に、保安局長さんに要望とそれから質問とを兼ねたような問題ですが、付近の住民の方々がこのスナックバーやあるいはおにぎり屋ですとか、いろいろな名前で行つておられますし、名前も出さないでやつておられますし、百軒以上は確認しております。だから、まだまだそのような調査さえも行き届いていないのじゃないかという不安すらあります。一番大切なことは、その青少年の方々とあわせて付近の住民の方々が不安なく夜を送れるように、こうしなければ何ならぬと思うのです。ただ取り締まった、何回取り締まった、そういう処分をこつやつた、それが目的じゃないわけですね。付近の住民の方々が安心して休まれるように、安心して子供を教育できる、安心して学校へやれるように、安心して営業ができるように、これが一番大切じゃないかと思う。この点について、これがほんとうの取り締まりのパロメーターじゃないかと思ひます。もしいま現在と変わらないようならば、また変わらばえがしないようならば、またもう一度文教委員会に来ていただくなければならぬと思ひます。その点、必ず実効をあげてやる、実効をあげるだけの結果を出す、その返答をしてください。

○今竹政府委員 昨年原宿だけの地域の現象でございまして、本年は青山地区にまで広がったことを遺憾に存じております。昨年よりことしの状況はいいというように思つておりません。昨年は、実は夏の終わりがら問題になりましたものが、本年は、五月ごろから問題になっておるといふことでございます。この点につきまして、私も、ただいま御指摘のございました付近の住民の方々に御迷惑をかけるまいということ、さらに青少年の不良化防止の観点からの指導を強化するという趣旨によりまして、こういうことの取り締まり、指導を励行いたしまして所期の目的を達成いたしたい、かように念願いたしております。

○山田(太)委員 取り締まりのほうは厳重にやつていただくとして、今度は受け入れのほう——青少年局長と文部省の教育局長、受け入れのほうについて、先ほど来回答があつたような、そういう具体性のない問題でなしに、取り締まればたちまち行き場がなくなつていきます。これに対してどうやったらいいんだらうか、よそのほうの住民に影響を与えていくようになる、この点についての対策を十分検討もし、実行できるような体制を要望しておきます。

○木田政府委員 蛇足になって恐縮なんですが、実は問題の原宿地区の近くにございまして、国立競技場におきましては、年間三百万人の延べ人員でございまして、青年たちがスポーツに興じておるわけでございます。ところが、その競技場のそばで、いま御指摘のようなことが一方では起こつております。したがって、競技場があつて、そこへ連れてくるというふうな端的にいくかどうかという問題はあろうかと思ひます。なかなかむずかしい問題があるかと思ひますが、私どものほうでは、先ほど青少年局長も申し上げましたように、健全なスポーツのための施設あるいは健全なレクリエーションのための施設、あるいは健全な研さんの場というものを数多くしていく、そういう方向で、いま山田委員の御指摘の点につきましては今後の施策を考えてまいりたいと思ひます。

○床次委員長 次回は、明後三十日、金曜日、午前十時より理事会、午前十一時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会